nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（請求目論見書）

2020.10.7

日興・AMPグローバルREITファンド毎月分配型
A（ヘッジなし）／B（ヘッジあり）

追加型投信／内外／不動産投信

◆この目論見書により行なう「日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ａ（ヘッジなし）」および「日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ｂ（ヘッジあり）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2020 年 4 月 6 日に関東財務局長に提出しており、2020 年 4 月 7 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2020 年 4 月 6 日
発行者名	：	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　安倍　秀雄
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目７番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 3
　第１【ファンドの状況】…… 3
　第２【管理及び運営】…… 41
　第３【ファンドの経理状況】…… 46
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 72
第三部【委託会社等の情報】…… 73

約款…… 119

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）
日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）
・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）」を「毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）」、「日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）」を「毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、 5兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2020年4月7日から2021年4月5日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
世界の不動産投信に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格
＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）＞
１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内外	
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外
目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇不動産投信
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回	グローバル（含む日本） 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり （　　）
不動産投信	その他 （　　）	中南米 アフリカ 中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（不動産投信））		エマージング		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（不動産投信））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「不動産投信」に分類されます。

◇年 12 回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ｂ（ヘッジあり）＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内　外	
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇不動産投信

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 (　　)	年２回 年４回 年６回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信	その他 (　)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券（不動産投信）)		アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 (　　) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（不動産投信））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「不動産投信」に分類されます。

◇年 12 回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特色 その1　世界各国の上場不動産投信（REIT）を中心に、幅広く分散投資を行なうファンドです。

特色 その2　お客様の運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、毎月分配型と資産成長型をご用意しました。

毎月分配型は毎月（原則5日）、資産成長型は年1回（原則1月5日）決算を行ないます。

特色 その3　AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが運用を担当します。

豪州に本拠を置く、不動産投資において50年以上の経験を持つ国際的な運用会社です。
AMPグループの不動産関連（直接投資、上場不動産投信（REIT）への投資など）運用資産額は世界有数の規模を誇ります。
同グループは世界各国に不動産運用担当者を配置し、グローバルに不動産運用を展開しています。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

■毎月分配型には、「ヘッジなし」と「ヘッジあり」があります。

毎月分配型 A（ヘッジなし）は、世界各国の不動産投信の比較的高い分配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。
※為替ヘッジを行なわない場合、為替変動の影響を受け、円高時は為替差損となります。
毎月分配型 B（ヘッジあり）は、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないます。
※為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストがかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

■毎月分配型 A（ヘッジなし）・B（ヘッジあり）と資産成長型（ヘッジなし）は、ファンド間のスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。また、スイッチング手数料は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

主な投資制限

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

・毎月分配型 A（ヘッジなし）/B（ヘッジあり）
　毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
・資産成長型（ヘッジなし）
　毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ご参考

世界各国の不動産投信に分散投資を行なうことで、
1国に依存せず、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得することをめざします。

【 主要国(地域)の不動産投信の分配金利回りと国債の利回り比較 】
(2020年7月末現在)

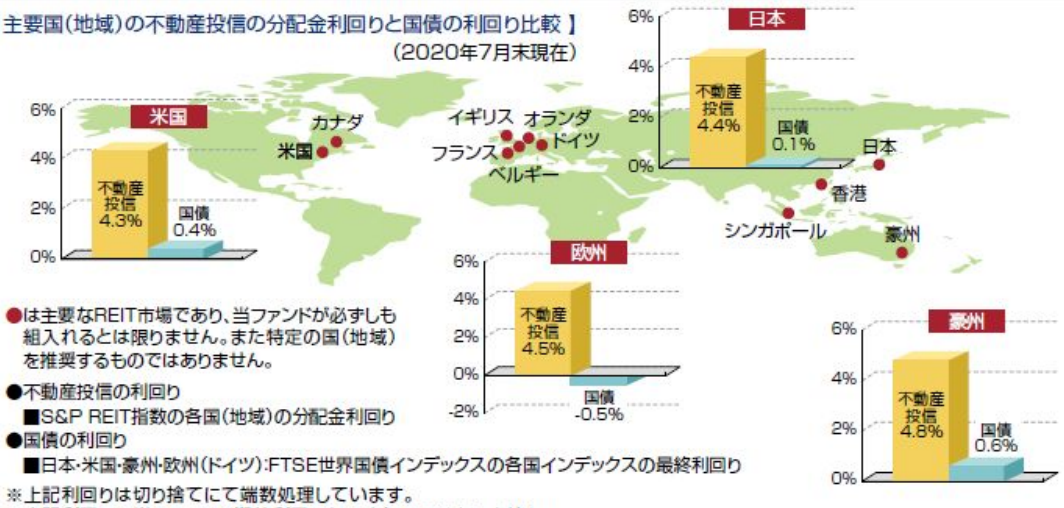

●は主要なREIT市場であり、当ファンドが必ずしも組入れるとは限りません。また特定の国(地域)を推奨するものではありません。

●不動産投信の利回り
■S&P REIT指数の各国(地域)の分配金利回り

●国債の利回り
■日本・米国・豪州・欧州(ドイツ):FTSE世界国債インデックスの各国インデックスの最終利回り

※上記利回りは切り捨てにて端数処理しています。
※上記利回りは当ファンドの期待利回りを示すものではありません。
※各資産のリスク特性はそれぞれ異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。
※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

ご参考　参考指数について

毎月分配型 A(ヘッジなし)と資産成長型(ヘッジなし)については「S&P先進国REIT指数(円ベース)*1」、毎月分配型 B(ヘッジあり)については「S&P先進国REIT指数(ヘッジあり・円ベース)*2」を参考指数とします。
「S&P先進国REIT指数」は、先進国のREIT市場の動きを表わす代表的な指数です。
*1 米ドルベースの値を日興アセットマネジメントが円換算したもの
*2 米ドルヘッジ・米ドルベースの値を日興アセットマネジメントが為替ヘッジコストを控除して円換算したもの
注)当ファンドは同指数を構成する銘柄以外の不動産投信にも投資を行なう方針です。
参考指数は、当ファンドのパフォーマンスを示唆するものではなく、また、当ファンドのベンチマークでもありません。

毎月分配型 A(ヘッジなし)、資産成長型(ヘッジなし)の参考指数の過去のパフォーマンスは、株式に比べて高いリターンを実現していました。

【 リターン比較 】(2000年1月末～2020年7月末)

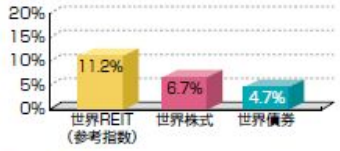

【 リスク比較 】(2000年1月末～2020年7月末)

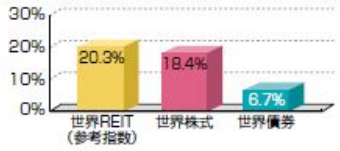

○リターンは月次騰落率の平均を年率換算し、リスクは月次騰落率の標準偏差を年率換算したものです。

【参考指数の過去のパフォーマンス】(2000年1月末～2020年7月末)

○世界株式:MSCIワールド・インデックス(円ベース*)
○世界債券:FTSE世界国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)
○世界REIT(参考指数):S&P先進国REIT指数(円ベース*)
＊米ドルベース、トータルリターンの値を日興アセットマネジメントが円換算したもの
※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

AMPキャピタル･インベスターズ･リミテッドについて

AMPキャピタル･インベスターズ･リミテッドが運用を担当します。

AMPキャピタル･インベスターズは、豪州に本拠を置くAMPグループに属する運用会社で、
「グローバルREITマザーファンド」の運用を担当します。

AMP CAPITAL

「AMPキャピタル･インベスターズ･リミテッド」の特長

- 豪州を代表する総合金融グループであるAMPグループ*の一員で、約2,030億豪ドルの資産を運用するアジア太平洋地域で最大級の規模を誇る資産運用会社です。
  *AMPグループには、資本提携にある運用会社を含みます。
- 本拠を置く豪州や、ニュージーランドで圧倒的な優位性をもっていることに加え、グローバルに広がるネットワークを活かし、様々な投資機会を提供しています。
- 不動産投資の経験は50年以上におよび、約66億豪ドルの資産を不動産投資信託証券で運用しています。

<AMPグループの不動産運用拠点>

2019年12月末現在

分配方針について

■組入不動産投信の分配収益などを原資とします。
■お客様の運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、毎月分配型と資産成長型をご用意しました。

毎月分配型

・組入不動産投信の分配収益などを原資として、毎月の決算時に収益分配を行なうことをめざします。
・原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

【 分配金のイメージ 】

資産成長型

・原則として毎年1月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

【 分配金のイメージ 】

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。
※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

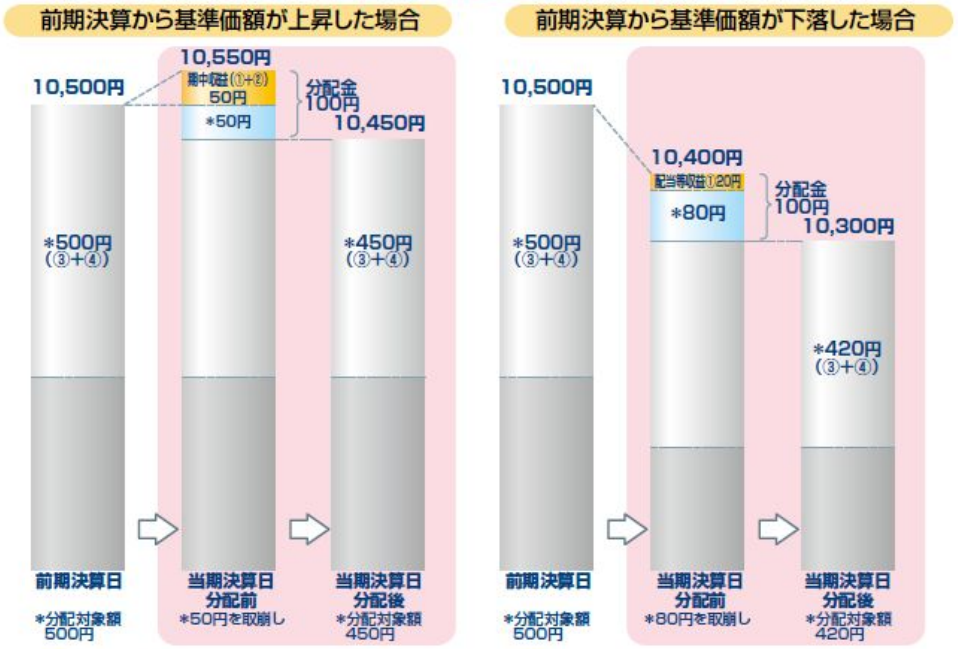

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

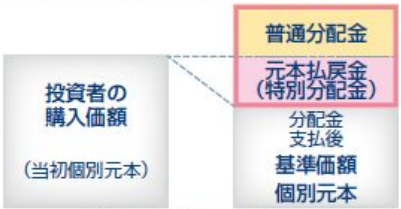

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

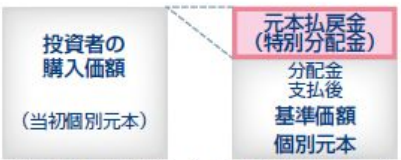

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④　信託金限度額
・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ａ（ヘッジなし）＞
2004 年 1 月 27 日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2006 年 2 月 17 日
・ファンド名称変更
新名称：日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ａ（ヘッジなし）
旧名称：日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）
＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ｂ（ヘッジあり）＞
2006 年 3 月 7 日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2010 年 7 月 5 日
・信託期間の更新（信託終了日を 2011 年 7 月 5 日から 2016 年 4 月 5 日へ変更）
2014 年 4 月 5 日
・信託期間の更新（信託終了日を 2016 年 4 月 5 日から 2021 年 4 月 5 日へ変更）
2020 年 4 月 7 日
・信託期間の更新（信託終了日を 2021 年 4 月 5 日から 2024 年 1 月 5 日へ変更）

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

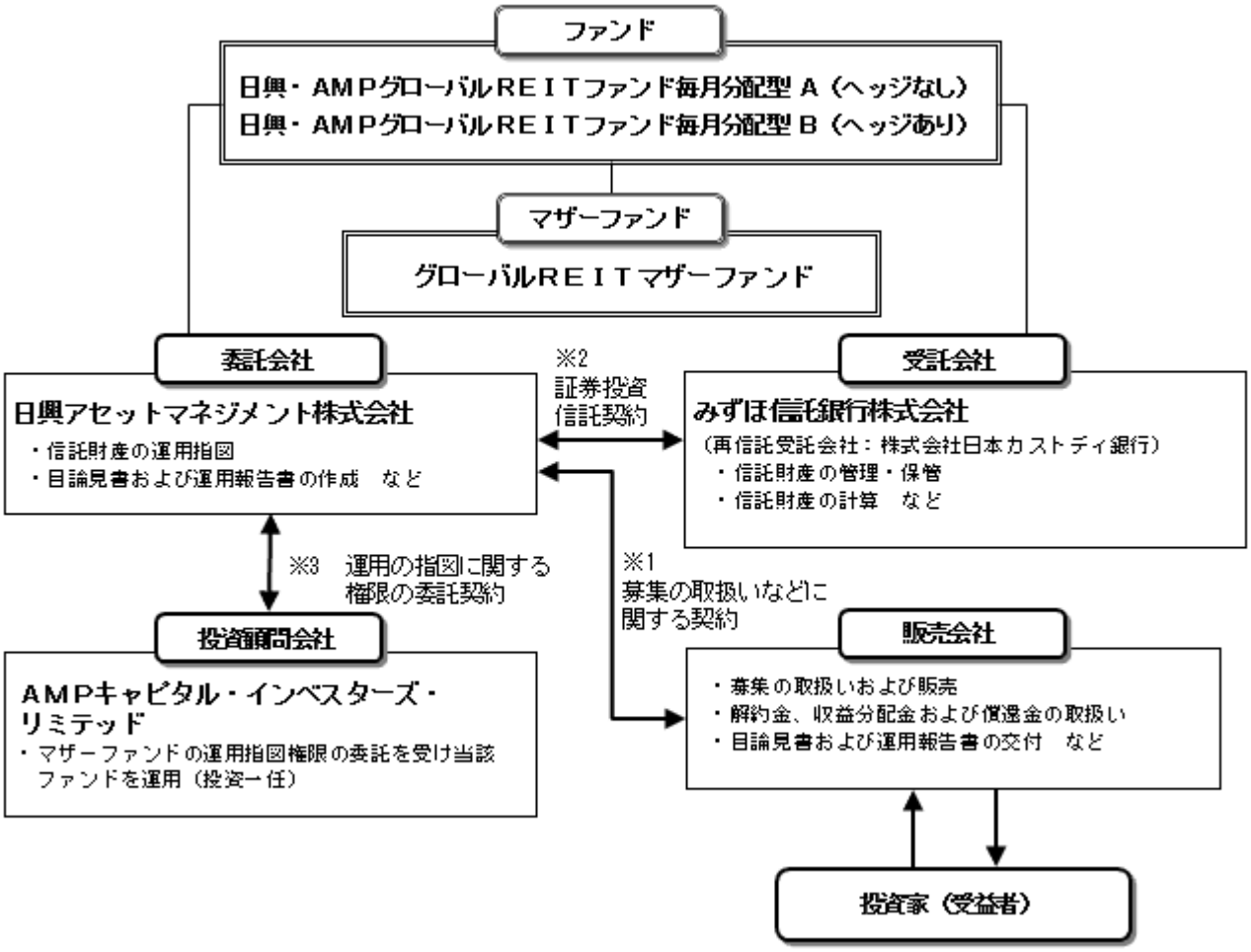

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、

信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2020年7月末現在）

1）資本金

17,363百万円

2）沿革

1959年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）＞

・主として、「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。
・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

＜日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）＞

・主として、「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。
・実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないます。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）＞
＜日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）＞

「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）有価証券
2）金銭債権
3）約束手形
4）為替手形

② 主として「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの
3）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）

4）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
5）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。
1）外国為替予約取引
2）資金の借入

＜グローバルＲＥＩＴマザーファンド＞

世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1）有価証券
2）金銭債権
3）約束手形
4）為替手形

② 主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
1）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの
3）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
4）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
5）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。
1）外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜グローバルＲＥＩＴマザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、インカム収益の確保と安定した信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
	投資方針	・主として、世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。 ・不動産投資信託証券の銘柄選定にあたっては、世界各国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券の中から、各銘柄毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。 ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。 ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買等の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	みずほ信託銀行株式会社
	投資顧問会社	ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド（投資一任）
	信託期間	無期限（2004 年１月 27 日設定）
	決算日	毎年１月５日（休業日の場合は翌営業日）

（3）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

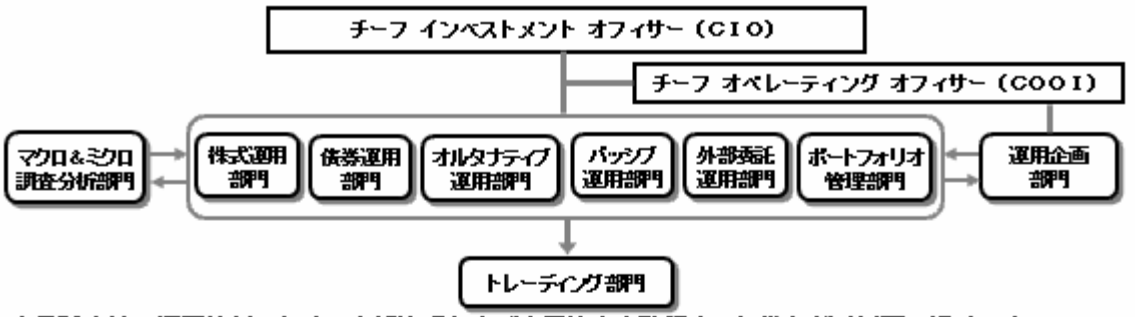

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

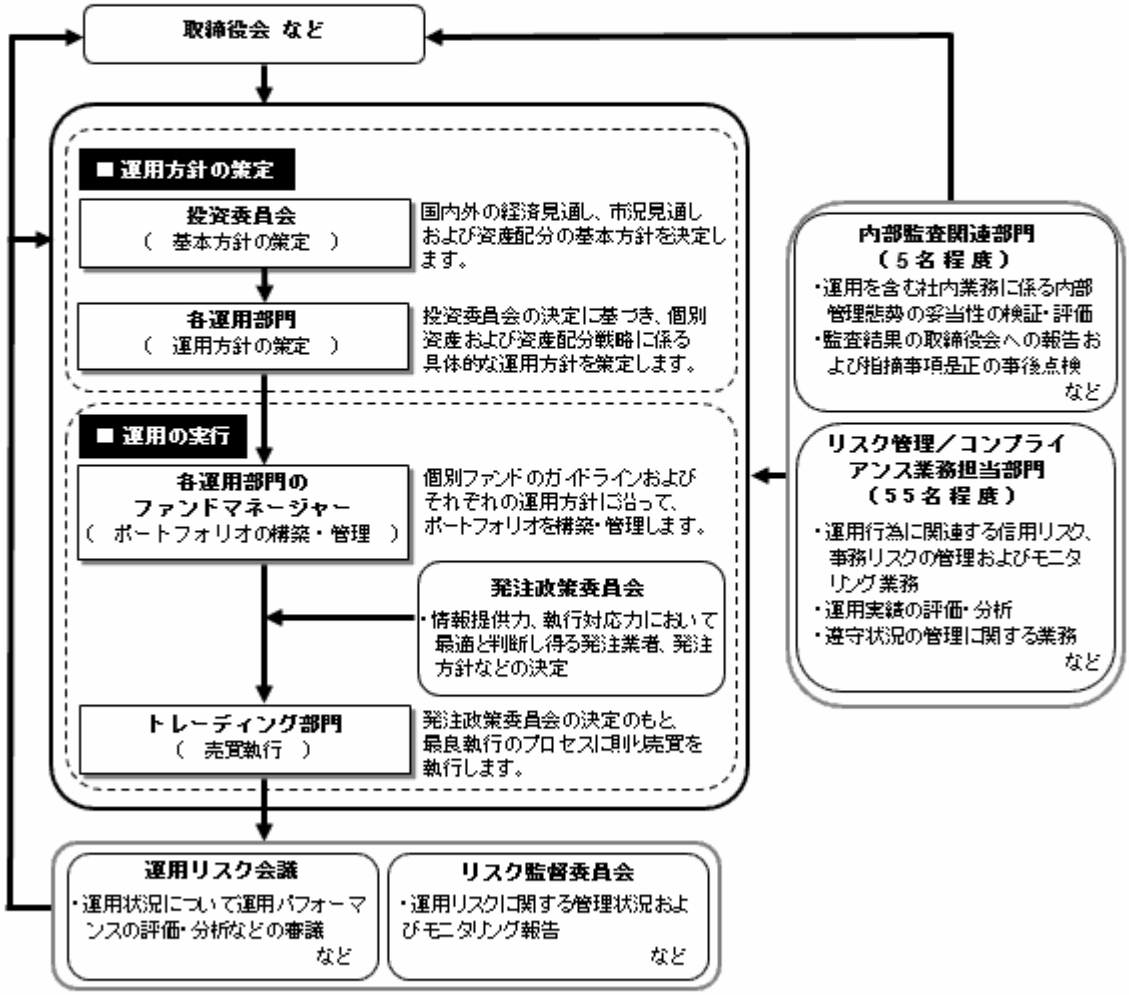

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）

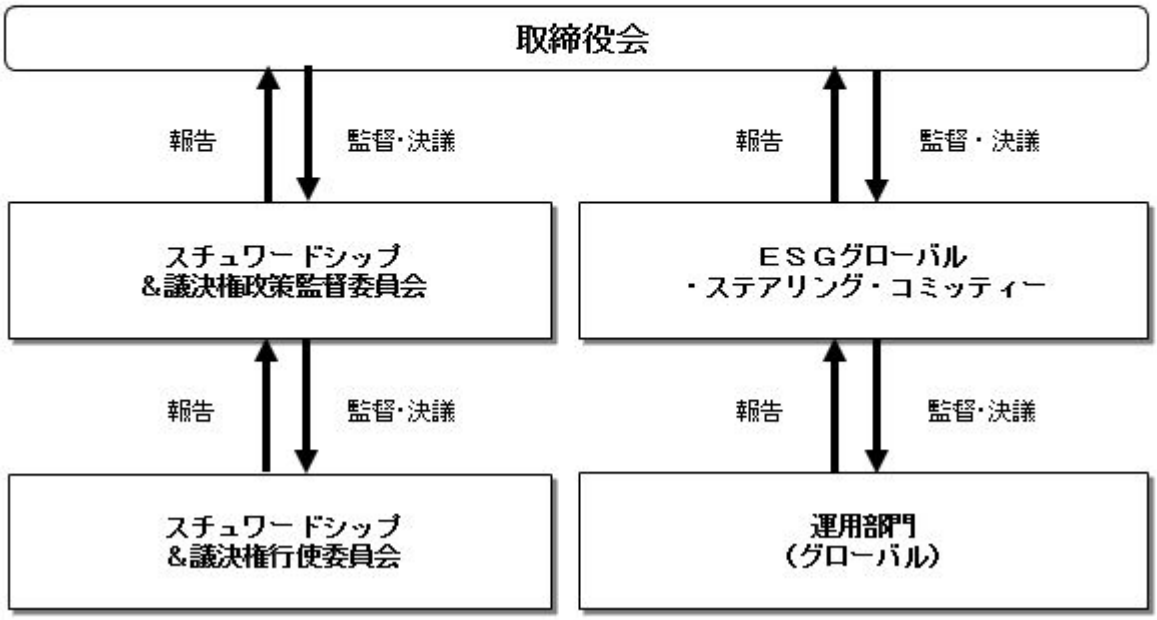

※上記体制は 2020 年 7 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド（投資顧問会社）における運用体制＞

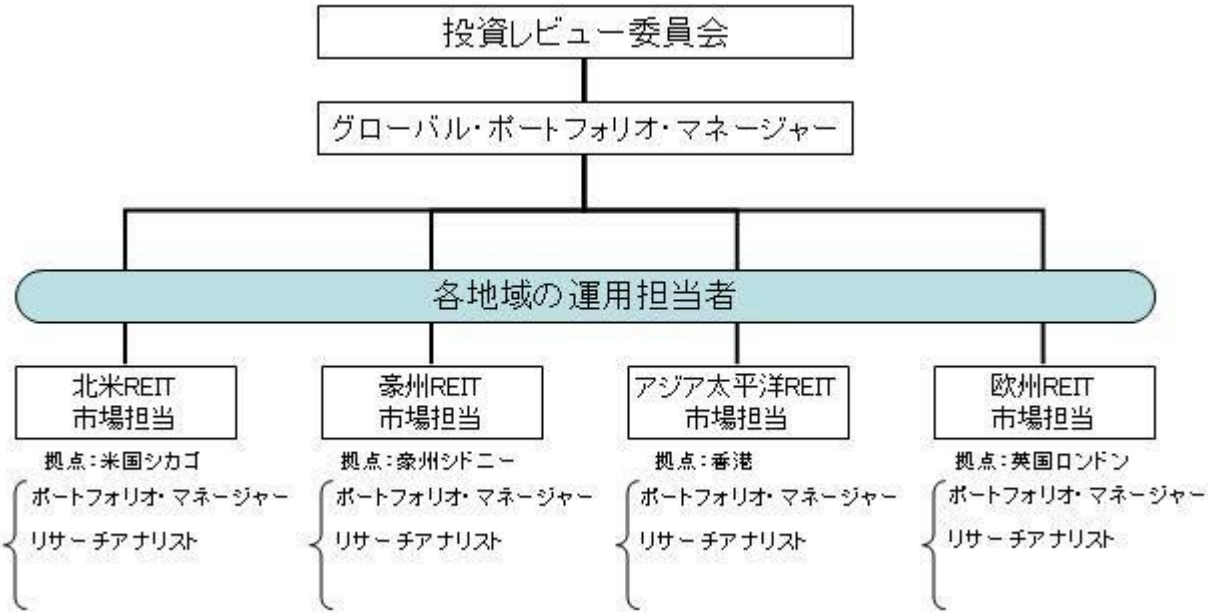

ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッドでは地域ごとに配置された不動産運用担当者がリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有化を図るリサーチ体制をとっています。ＡＭＰキャピタル・インベスターズのグループの運用拠点を活用しています。

※上記は 2019 年 12 月末現在のものです。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）＞

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）＞

１）投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

４）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

５）信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

６）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10％以内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

７）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜グローバルＲＥＩＴマザーファンド＞

１）投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法

人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
2）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
3）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
4）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
5）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に不動産投信を実質的な投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）＞

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）＞

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
・投資対象とする投資信託証券に関する事項
◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞

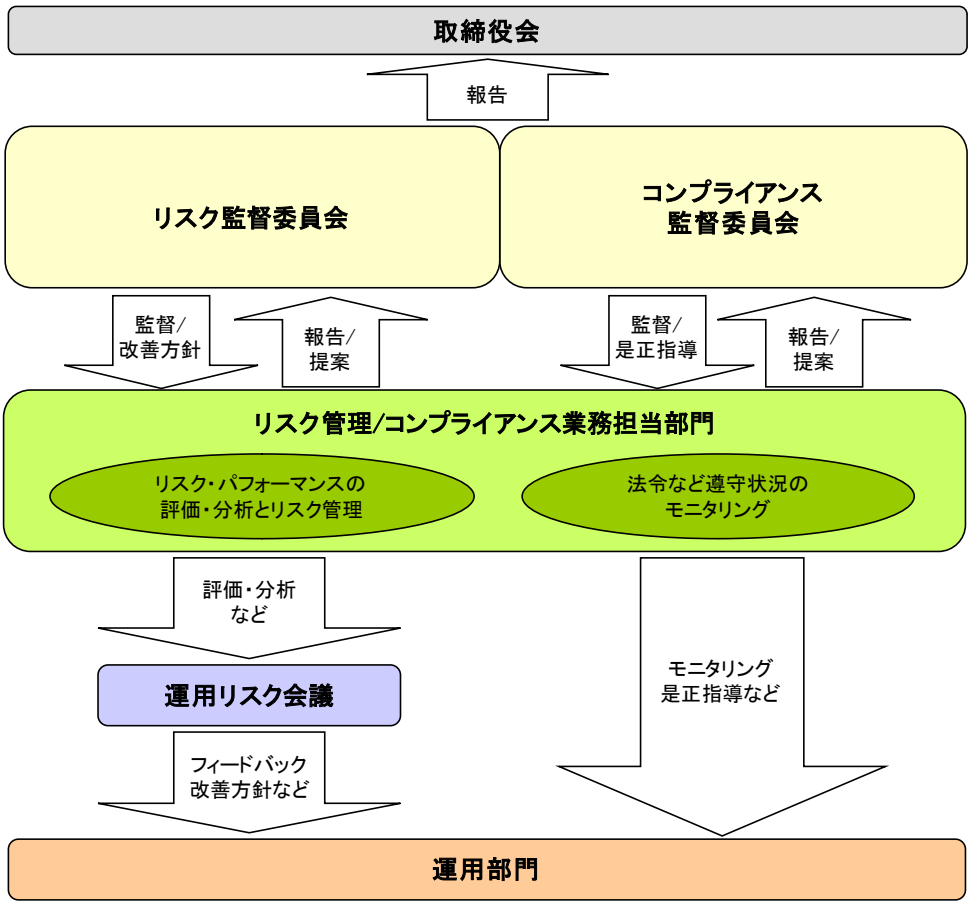

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2020 年 7 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド（投資顧問会社）におけるリスク管理体制＞

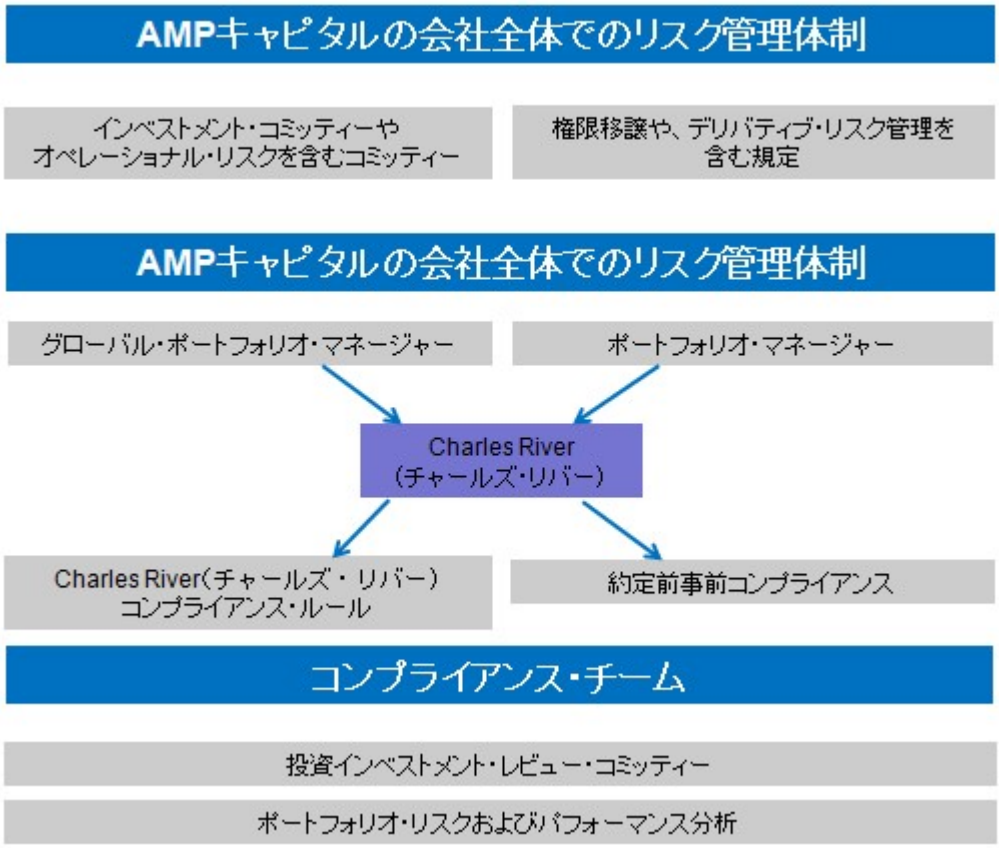

ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッドでは、ＡＭＰキャピタル・グループ・リスク管理部門（ＧＲＭ）が、リスク管理およびコンプライアンス全体に関与しています。

ＧＲＭ部門は、各業務部門から独立した存在で、ＡＭＰリスク管理規定および体制に基づき、リスクを管理しています。

当ファンドのリスク管理は、運用チーム、投資リスクチーム、グローバル・ポートフォリオ・マネージャー、投資レビュー委員会が段階毎に関係してきます。

① 運用チームでは、予め定められている運用ガイドラインに基づき、日々の運用を行っているかを確認しています。特に、トレード執行前およびトレード執行後にも、運用ガイドラインを遵守しているかを、運用チームから独立した組織であるマンデート・モニタリングチームがチェックしています。

② 投資リスクチームは、運用チームに対して必要に応じて適切なリスク警告を提供したり、トレード執行前のリスク分析を提供したりします。

③ グローバル・ポートフォリオ・マネージャーは、各運用拠点からの投資情報を基に、最終的にモデルポートフォリオが投資ガイドラインを遵守しているかを確認の上、トレード執行を決定します。

④ 投資レビュー委員会では、ポートフォリオの運用結果の精査、リスク管理およびコンプライアンスの遵守状況を確認することにより、ファンド全体のリスク管理を分析します。

⑤ パフォーマンスの分析や要因分析は、パフォーマンス分析チームが行います。

※上記は 2019 年 12 月末現在のものです。

（参考情報）

毎月分配型 A（ヘッジなし）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.4%	4.4%	6.5%	2.8%	1.7%	0.7%	0.2%
最大値	25.0%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-18.2%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2015年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型 B（ヘッジあり）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

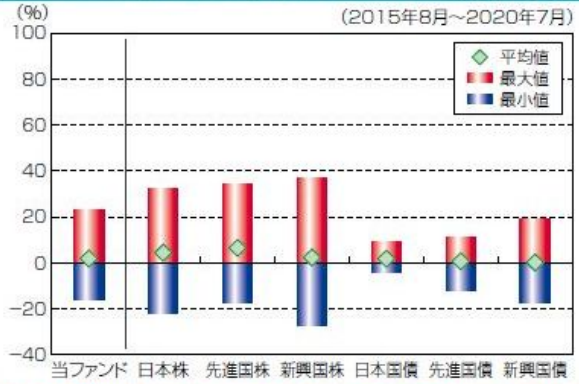

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.9%	4.4%	6.5%	2.8%	1.7%	0.7%	0.2%
最大値	23.0%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-16.2%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>
日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

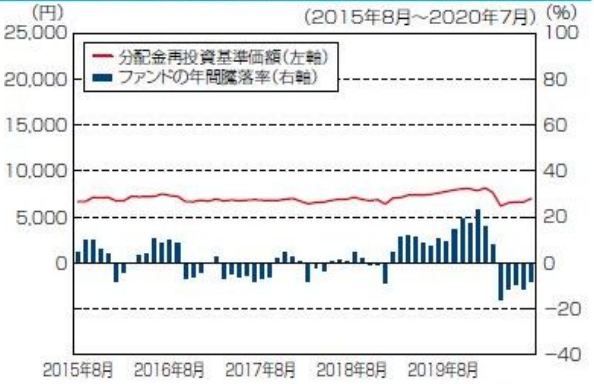

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2015年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.65%（税抜 1.5%）の率を乗じて得た額とします。

※この他に、投資対象とする「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
1,000 億円以下の部分	1.50%	0.89%	0.53%	0.08%
1,000 億円超の部分		0.69%	0.73%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合
１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。
※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本
１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

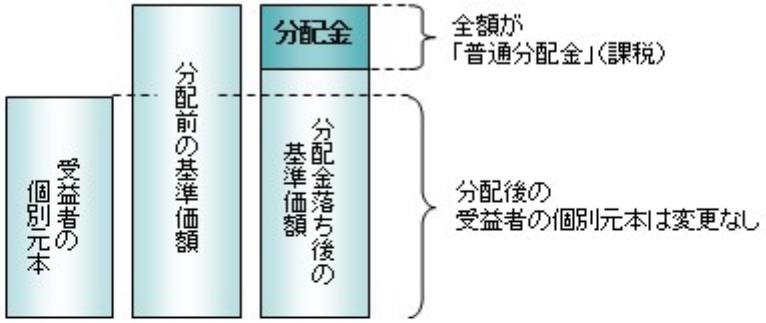

ロ）、ハ）の場合

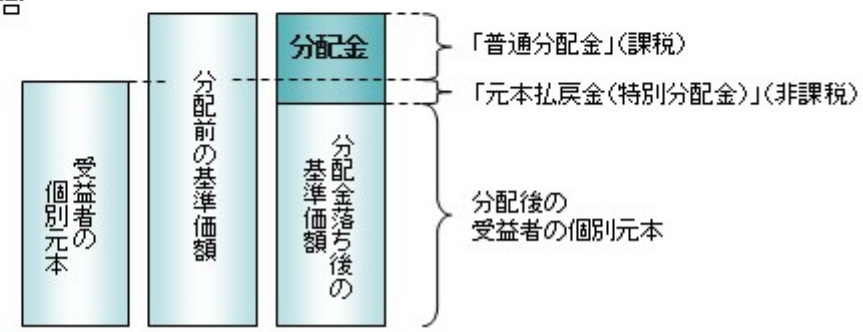

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2020 年 10 月 6 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ａ（ヘッジなし）】

以下の運用状況は2020年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	30,059,695,775	99.16
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	253,863,509	0.84
合計（純資産総額）		30,313,559,284	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	グローバルＲＥＩＴマザーファンド	10,284,554,460	2.8995	29,820,065,657	2.9228	30,059,695,775	99.16

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	99.16
合　　計	99.16

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 14 特定期間末 (2011 年 1 月 5 日)	140,028	142,271	0.4994	0.5074
第 15 特定期間末 (2011 年 7 月 5 日)	145,192	147,522	0.4986	0.5066
第 16 特定期間末 (2012 年 1 月 5 日)	103,366	105,221	0.3902	0.3972
第 17 特定期間末 (2012 年 7 月 5 日)	94,217	95,765	0.4261	0.4331
第 18 特定期間末 (2013 年 1 月 7 日)	90,160	91,568	0.4481	0.4551
第 19 特定期間末 (2013 年 7 月 5 日)	95,842	97,254	0.4751	0.4821
第 20 特定期間末 (2014 年 1 月 6 日)	90,295	91,704	0.4485	0.4555
第 21 特定期間末 (2014 年 7 月 7 日)	100,552	102,083	0.4597	0.4667
第 22 特定期間末 (2015 年 1 月 5 日)	130,641	132,413	0.5158	0.5228
第 23 特定期間末 (2015 年 7 月 6 日)	124,828	126,702	0.4662	0.4732
第 24 特定期間末 (2016 年 1 月 5 日)	114,293	116,153	0.4302	0.4372
第 25 特定期間末 (2016 年 7 月 5 日)	96,150	98,054	0.3534	0.3604
第 26 特定期間末 (2017 年 1 月 5 日)	86,539	87,707	0.3335	0.3380
第 27 特定期間末 (2017 年 7 月 5 日)	65,449	66,433	0.2995	0.3040
第 28 特定期間末 (2018 年 1 月 5 日)	54,552	55,435	0.2779	0.2824
第 29 特定期間末 (2018 年 7 月 5 日)	45,319	45,755	0.2596	0.2621
第 30 特定期間末 (2019 年 1 月 7 日)	36,673	37,085	0.2226	0.2251
第 31 特定期間末 (2019 年 7 月 5 日)	40,578	40,975	0.2552	0.2577
第 32 特定期間末 (2020 年 1 月 6 日)	38,567	38,954	0.2491	0.2516
第 33 特定期間末 (2020 年 7 月 6 日)	30,205	30,506	0.2006	0.2026
2019 年 7 月末日	40,099	—	0.2532	—
8 月末日	39,772	—	0.2519	—
9 月末日	40,340	—	0.2568	—
10 月末日	40,927	—	0.2631	—
11 月末日	40,537	—	0.2611	—
12 月末日	39,445	—	0.2540	—
2020 年 1 月末日	40,052	—	0.2594	—
2 月末日	37,174	—	0.2426	—
3 月末日	28,577	—	0.1893	—
4 月末日	29,512	—	0.1951	—
5 月末日	29,870	—	0.1979	—
6 月末日	29,530	—	0.1960	—

7月末日	30,313	—	0.2020	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第14特定期間	2010年7月6日～2011年1月5日	0.0480
第15特定期間	2011年1月6日～2011年7月5日	0.0480
第16特定期間	2011年7月6日～2012年1月5日	0.0460
第17特定期間	2012年1月6日～2012年7月5日	0.0420
第18特定期間	2012年7月6日～2013年1月7日	0.0420
第19特定期間	2013年1月8日～2013年7月5日	0.0420
第20特定期間	2013年7月6日～2014年1月6日	0.0420
第21特定期間	2014年1月7日～2014年7月7日	0.0420
第22特定期間	2014年7月8日～2015年1月5日	0.0420
第23特定期間	2015年1月6日～2015年7月6日	0.0420
第24特定期間	2015年7月7日～2016年1月5日	0.0420
第25特定期間	2016年1月6日～2016年7月5日	0.0420
第26特定期間	2016年7月6日～2017年1月5日	0.0395
第27特定期間	2017年1月6日～2017年7月5日	0.0270
第28特定期間	2017年7月6日～2018年1月5日	0.0270
第29特定期間	2018年1月6日～2018年7月5日	0.0150
第30特定期間	2018年7月6日～2019年1月7日	0.0150
第31特定期間	2019年1月8日～2019年7月5日	0.0150
第32特定期間	2019年7月6日～2020年1月6日	0.0150
第33特定期間	2020年1月7日～2020年7月6日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第14特定期間	2010年7月6日～2011年1月5日	14.14
第15特定期間	2011年1月6日～2011年7月5日	9.45
第16特定期間	2011年7月6日～2012年1月5日	△12.52
第17特定期間	2012年1月6日～2012年7月5日	19.96
第18特定期間	2012年7月6日～2013年1月7日	15.02
第19特定期間	2013年1月8日～2013年7月5日	15.40
第20特定期間	2013年7月6日～2014年1月6日	3.24
第21特定期間	2014年1月7日～2014年7月7日	11.86
第22特定期間	2014年7月8日～2015年1月5日	21.34
第23特定期間	2015年1月6日～2015年7月6日	△1.47
第24特定期間	2015年7月7日～2016年1月5日	1.29
第25特定期間	2016年1月6日～2016年7月5日	△8.09

第26特定期間	2016年 7月 6日～2017年 1月 5日	5.55
第27特定期間	2017年 1月 6日～2017年 7月 5日	△2.10
第28特定期間	2017年 7月 6日～2018年 1月 5日	1.80
第29特定期間	2018年 1月 6日～2018年 7月 5日	△1.19
第30特定期間	2018年 7月 6日～2019年 1月 7日	△8.47
第31特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 5日	21.38
第32特定期間	2019年 7月 6日～2020年 1月 6日	3.49
第33特定期間	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	△14.65

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第14特定期間	2010年 7月 6日～2011年 1月 5日	64,506,104,874	52,174,013,705
第15特定期間	2011年 1月 6日～2011年 7月 5日	78,168,316,465	67,370,304,387
第16特定期間	2011年 7月 6日～2012年 1月 5日	30,504,470,262	56,816,990,062
第17特定期間	2012年 1月 6日～2012年 7月 5日	15,806,161,728	59,582,534,732
第18特定期間	2012年 7月 6日～2013年 1月 7日	17,710,112,900	37,643,674,246
第19特定期間	2013年 1月 8日～2013年 7月 5日	31,462,759,259	30,944,250,122
第20特定期間	2013年 7月 6日～2014年 1月 6日	17,317,213,590	17,699,163,412
第21特定期間	2014年 1月 7日～2014年 7月 7日	28,656,260,795	11,260,336,329
第22特定期間	2014年 7月 8日～2015年 1月 5日	48,957,837,156	14,421,208,552
第23特定期間	2015年 1月 6日～2015年 7月 6日	38,058,252,366	23,574,997,226
第24特定期間	2015年 7月 7日～2016年 1月 5日	23,113,173,739	25,212,132,112
第25特定期間	2016年 1月 6日～2016年 7月 5日	27,155,408,753	20,764,710,562
第26特定期間	2016年 7月 6日～2017年 1月 5日	18,619,361,461	31,179,139,825
第27特定期間	2017年 1月 6日～2017年 7月 5日	8,576,649,550	49,487,831,735
第28特定期間	2017年 7月 6日～2018年 1月 5日	8,067,113,796	30,324,240,200
第29特定期間	2018年 1月 6日～2018年 7月 5日	6,048,545,996	27,772,429,508
第30特定期間	2018年 7月 6日～2019年 1月 7日	4,265,230,348	14,114,753,769
第31特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 5日	5,417,835,374	11,124,788,792
第32特定期間	2019年 7月 6日～2020年 1月 6日	6,174,812,162	10,359,498,638
第33特定期間	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	5,084,389,671	9,371,380,298

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ｂ（ヘッジあり）】

以下の運用状況は 2020 年 7 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	879,194,213	96.33
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	33,523,389	3.67
合計（純資産総額）		912,717,602	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	―	786,786,140	△86.20

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	グローバルＲＥＩＴマザーファンド	300,805,465	2.8995	872,185,446	2.9228	879,194,213	96.33

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	96.33
合　　計	96.33

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	米ドル	売建	6,348,000.00	681,345,474	663,746,880	△72.72
	ユーロ	売建	217,000.00	26,653,521	26,938,380	△2.95
	英ポンド	売建	316,000.00	42,612,130	43,348,880	△4.75
	豪ドル	売建	700,000.00	52,575,801	52,752,000	△5.78

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10特定期間末 (2011年1月5日)	554	558	0.6064	0.6104
第11特定期間末 (2011年7月5日)	442	445	0.6334	0.6374
第12特定期間末 (2012年1月5日)	367	370	0.5641	0.5681
第13特定期間末 (2012年7月5日)	343	346	0.6307	0.6347
第14特定期間末 (2013年1月7日)	360	362	0.6377	0.6417
第15特定期間末 (2013年7月5日)	449	452	0.6480	0.6520
第16特定期間末 (2014年1月6日)	391	393	0.6170	0.6210
第17特定期間末 (2014年7月7日)	549	552	0.6737	0.6777
第18特定期間末 (2015年1月5日)	999	1,005	0.7111	0.7151
第19特定期間末 (2015年7月6日)	933	939	0.6696	0.6736
第20特定期間末 (2016年1月5日)	1,349	1,357	0.6755	0.6795
第21特定期間末 (2016年7月5日)	1,513	1,522	0.6831	0.6871
第22特定期間末 (2017年1月5日)	1,495	1,505	0.6264	0.6304
第23特定期間末 (2017年7月5日)	1,465	1,475	0.5946	0.5986
第24特定期間末 (2018年1月5日)	1,327	1,336	0.5732	0.5772
第25特定期間末 (2018年7月5日)	1,033	1,039	0.5604	0.5634
第26特定期間末 (2019年1月7日)	894	899	0.4986	0.5016
第27特定期間末 (2019年7月5日)	1,066	1,071	0.5815	0.5845
第28特定期間末 (2020年1月6日)	1,103	1,109	0.5760	0.5790
第29特定期間末 (2020年7月6日)	917	922	0.4827	0.4857
2019年7月末日	1,045	—	0.5749	—
8月末日	1,062	—	0.5845	—
9月末日	1,146	—	0.5903	—
10月末日	1,151	—	0.5991	—
11月末日	1,131	—	0.5947	—
12月末日	1,107	—	0.5780	—
2020年1月末日	1,139	—	0.5959	—
2月末日	1,063	—	0.5583	—
3月末日	852	—	0.4484	—
4月末日	890	—	0.4689	—
5月末日	902	—	0.4747	—
6月末日	893	—	0.4702	—

7月末日	912	—	0.4947	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第10特定期間	2010年7月6日～2011年1月5日	0.0240
第11特定期間	2011年1月6日～2011年7月5日	0.0240
第12特定期間	2011年7月6日～2012年1月5日	0.0240
第13特定期間	2012年1月6日～2012年7月5日	0.0240
第14特定期間	2012年7月6日～2013年1月7日	0.0240
第15特定期間	2013年1月8日～2013年7月5日	0.0240
第16特定期間	2013年7月6日～2014年1月6日	0.0240
第17特定期間	2014年1月7日～2014年7月7日	0.0240
第18特定期間	2014年7月8日～2015年1月5日	0.0240
第19特定期間	2015年1月6日～2015年7月6日	0.0240
第20特定期間	2015年7月7日～2016年1月5日	0.0240
第21特定期間	2016年1月6日～2016年7月5日	0.0240
第22特定期間	2016年7月6日～2017年1月5日	0.0240
第23特定期間	2017年1月6日～2017年7月5日	0.0240
第24特定期間	2017年7月6日～2018年1月5日	0.0240
第25特定期間	2018年1月6日～2018年7月5日	0.0180
第26特定期間	2018年7月6日～2019年1月7日	0.0180
第27特定期間	2019年1月8日～2019年7月5日	0.0180
第28特定期間	2019年7月6日～2020年1月6日	0.0180
第29特定期間	2020年1月7日～2020年7月6日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第10特定期間	2010年7月6日～2011年1月5日	16.05
第11特定期間	2011年1月6日～2011年7月5日	8.41
第12特定期間	2011年7月6日～2012年1月5日	△7.15
第13特定期間	2012年1月6日～2012年7月5日	16.06
第14特定期間	2012年7月6日～2013年1月7日	4.92
第15特定期間	2013年1月8日～2013年7月5日	5.38
第16特定期間	2013年7月6日～2014年1月6日	△1.08
第17特定期間	2014年1月7日～2014年7月7日	13.08
第18特定期間	2014年7月8日～2015年1月5日	9.11
第19特定期間	2015年1月6日～2015年7月6日	△2.46
第20特定期間	2015年7月7日～2016年1月5日	4.47
第21特定期間	2016年1月6日～2016年7月5日	4.68

第22特定期間	2016年 7月 6日～2017年 1月 5日	△4.79
第23特定期間	2017年 1月 6日～2017年 7月 5日	△1.25
第24特定期間	2017年 7月 6日～2018年 1月 5日	0.44
第25特定期間	2018年 1月 6日～2018年 7月 5日	0.91
第26特定期間	2018年 7月 6日～2019年 1月 7日	△7.82
第27特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 5日	20.24
第28特定期間	2019年 7月 6日～2020年 1月 6日	2.15
第29特定期間	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	△13.07

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10特定期間	2010年 7月 6日～2011年 1月 5日	491,365,105	370,692,560
第11特定期間	2011年 1月 6日～2011年 7月 5日	253,605,155	468,617,842
第12特定期間	2011年 7月 6日～2012年 1月 5日	263,736,299	311,350,244
第13特定期間	2012年 1月 6日～2012年 7月 5日	253,920,434	360,449,761
第14特定期間	2012年 7月 6日～2013年 1月 7日	201,913,874	182,083,750
第15特定期間	2013年 1月 8日～2013年 7月 5日	459,811,351	331,303,285
第16特定期間	2013年 7月 6日～2014年 1月 6日	51,362,531	111,093,352
第17特定期間	2014年 1月 7日～2014年 7月 7日	225,611,087	44,048,387
第18特定期間	2014年 7月 8日～2015年 1月 5日	698,300,619	107,538,420
第19特定期間	2015年 1月 6日～2015年 7月 6日	282,278,407	294,071,906
第20特定期間	2015年 7月 7日～2016年 1月 5日	650,076,137	46,057,911
第21特定期間	2016年 1月 6日～2016年 7月 5日	260,432,817	43,740,869
第22特定期間	2016年 7月 6日～2017年 1月 5日	280,969,524	108,094,610
第23特定期間	2017年 1月 6日～2017年 7月 5日	175,146,897	98,906,527
第24特定期間	2017年 7月 6日～2018年 1月 5日	98,935,074	247,101,698
第25特定期間	2018年 1月 6日～2018年 7月 5日	31,952,139	502,763,796
第26特定期間	2018年 7月 6日～2019年 1月 7日	22,266,139	73,500,913
第27特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 5日	78,557,881	39,153,982
第28特定期間	2019年 7月 6日～2020年 1月 6日	154,548,928	71,968,163
第29特定期間	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	23,810,815	39,769,073

（参考）

グローバルＲＥＩＴマザーファンド

以下の運用状況は2020年 7月 31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	2,957,868,400	9.16
	アメリカ	21,686,278,580	67.19
	カナダ	584,702,278	1.81
	ドイツ	123,583,277	0.38
	フランス	395,251,518	1.22
	スペイン	92,265,478	0.29
	ベルギー	356,254,658	1.10
	イギリス	1,572,428,315	4.87
	オーストラリア	1,961,267,212	6.08
	香港	581,084,356	1.80
	シンガポール	1,401,875,562	4.34
	小計	31,712,859,634	98.26
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	561,173,248	1.74
合計（純資産総額）		32,274,032,882	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	228,523	9,328.22	2,131,714,647	11,002.87	2,514,409,775	7.79
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	27,741	61,203.55	1,697,847,736	81,373.56	2,257,384,205	6.99
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	76,067	13,504.64	1,027,257,952	16,603.15	1,262,952,420	3.91
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	66,078	16,812.16	1,110,914,262	18,423.19	1,217,368,077	3.77
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	177,162	7,356.51	1,303,295,442	5,702.79	1,010,318,036	3.13
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	785,740	1,018.83	800,539,422	1,282.04	1,007,353,017	3.12
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	612,421	1,206.07	738,626,209	1,305.69	799,632,195	2.48
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	243,536	3,135.77	763,674,170	3,119.17	759,630,672	2.35
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	106,527	7,190.20	765,950,861	7,064.68	752,579,592	2.33
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	48,496	15,671.17	759,989,158	15,448.37	749,184,346	2.32
アメリカ	投資証券	UDR INC	193,287	4,395.70	849,633,318	3,776.05	729,863,309	2.26
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL-REIT	107,480	6,392.10	687,023,553	5,643.17	606,527,912	1.88

アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	265,838	2,599.99	691,177,108	2,265.63	602,292,143	1.87
香港	投資証券	LINK REIT	713,819	1,097.77	783,612,126	814.04	581,084,356	1.80
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	27,574	22,812.21	629,023,989	20,680.46	570,243,170	1.77
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	60,447	14,225.30	859,876,879	9,233.04	558,109,690	1.73
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	182,848	2,854.53	521,945,833	3,019.80	552,164,756	1.71
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	186,797	3,157.87	589,881,390	2,905.78	542,792,481	1.68
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	183,176	2,287.20	418,961,521	2,905.78	532,270,623	1.65
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	54,543	11,329.22	617,929,973	9,724.66	530,412,239	1.64
アメリカ	投資証券	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	145,163	4,561.60	662,176,412	3,652.63	530,227,019	1.64
シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	1,888,955	227.86	430,422,900	270.06	510,143,654	1.58
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	76,222	9,343.04	712,145,284	6,654.65	507,230,885	1.57
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	3,819	165,371.84	631,555,056	130,800	499,525,200	1.55
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	39,798	13,709.92	545,627,475	12,292.59	489,220,576	1.52
アメリカ	投資証券	VEREIT INC	711,511	919.43	654,187,405	684.08	486,733,291	1.51
アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	97,145	4,737.64	460,238,171	4,981.05	483,884,297	1.50
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	894	672,205.62	600,951,826	540,000	482,760,000	1.50
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL GROUP	596,808	841.12	501,992,636	791.38	472,304,899	1.46
アメリカ	投資証券	CUBESMART	140,229	3,308.49	463,947,366	3,061.64	429,330,996	1.33

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.26
合　　計	98.26

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績（毎月分配型 A（ヘッジなし））

2020年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額……2,020円

純資産総額…… 303.13億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2010年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	直近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	270円	13,295円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

不動産投信	97.4%
現金その他	2.6%

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の組入比率です。

<不動産投信 国別上位投資比率>

	国　名	比率
1	アメリカ	68.4%
2	日本	9.3%
3	オーストラリア	6.2%
4	イギリス	5.0%
5	シンガポール	4.4%
6	カナダ	1.8%
7	香港	1.8%
8	フランス	1.2%
9	ベルギー	1.1%
10	ドイツ	0.4%

※マザーファンドの状況です。
※比率は、対組入不動産投信時価総額比です。

<不動産投信 組入上位10銘柄>（銘柄数:67銘柄）

	銘　柄　名	国	セクター	比率
1	PROLOGIS INC プロロジス	アメリカ	産業施設（工場等）	7.79%
2	EQUINIX INC エクイニクス	アメリカ	特化型	6.99%
3	DIGITAL REALTY TRUST INC デジタル・リアルティー・トラスト	アメリカ	特化型	3.91%
4	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC アレクサンドリア・リアル・エステート・エクイティーズ	アメリカ	オフィス（ビル等）	3.77%
5	WELLTOWER INC ウェルタワー	アメリカ	ヘルスケア	3.13%
6	GOODMAN GROUP グッドマン・グループ	オーストラリア	産業施設（工場等）	3.12%
7	SEGRO PLC セグロ	イギリス	産業施設（工場等）	2.48%
8	INVITATION HOMES INC インビテーション・ホームズ	アメリカ	住宅（マンション等）	2.35%
9	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES エクイティ・ライフスタイル・プロパティーズ	アメリカ	住宅（マンション等）	2.33%
10	SUN COMMUNITIES INC サン・コミュニティーズ	アメリカ	住宅（マンション等）	2.32%

※マザーファンドの状況です。「比率」は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。
※銘柄名は日興アセットマネジメントが信頼できる情報を基に和訳したものであり、正式名称と異なる場合があります。

年間収益率の推移

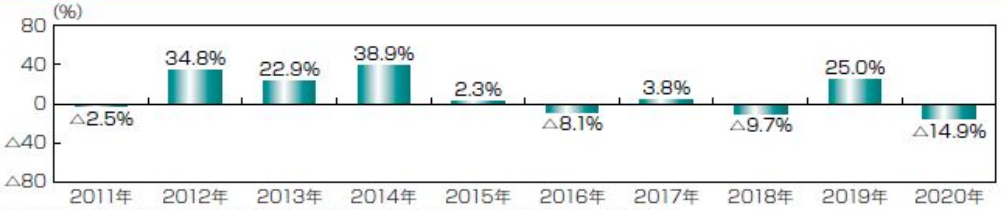

※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2020年は、2020年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(毎月分配型 B(ヘッジあり))

2020年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額……4,947円

純資産総額……9.12億円

為替ヘッジ……99.7%

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2010年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	直近1年間累計	設定来累計
30円	30円	30円	30円	30円	360円	6,765円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

不動産投信	94.7%
現金その他	5.3%

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の組入比率です。

<不動産投信 国別上位投資比率>

	国 名	比率
1	アメリカ	68.4%
2	日本	9.3%
3	オーストラリア	6.2%
4	イギリス	5.0%
5	シンガポール	4.4%
6	カナダ	1.8%
7	香港	1.8%
8	フランス	1.2%
9	ベルギー	1.1%
10	ドイツ	0.4%

※マザーファンドの状況です。
※比率は、対組入不動産投信時価総額比です。

<不動産投信 組入上位10銘柄>(銘柄数:67銘柄)

	銘 柄 名	国	セクター	比率
1	PROLOGIS INC プロロジス	アメリカ	産業施設(工場等)	7.79%
2	EQUINIX INC エクイニクス	アメリカ	特化型	6.99%
3	DIGITAL REALTY TRUST INC デジタル・リアルティー・トラスト	アメリカ	特化型	3.91%
4	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC アレクサンドリア・リアル・エステート・エクイティーズ	アメリカ	オフィス(ビル等)	3.77%
5	WELLTOWER INC ウェルタワー	アメリカ	ヘルスケア	3.13%
6	GOODMAN GROUP グッドマン・グループ	オーストラリア	産業施設(工場等)	3.12%
7	SEGRO PLC セグロ	イギリス	産業施設(工場等)	2.48%
8	INVITATION HOMES INC インビテーション・ホームズ	アメリカ	住宅(マンション等)	2.35%
9	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES エクイティ・ライフスタイル・プロパティーズ	アメリカ	住宅(マンション等)	2.33%
10	SUN COMMUNITIES INC サン・コミュニティーズ	アメリカ	住宅(マンション等)	2.32%

※マザーファンドの状況です。「比率」は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。
※銘柄名は日興アセットマネジメントが信頼できる情報を基に和訳したものであり、正式名称と異なる場合があります。

年間収益率の推移

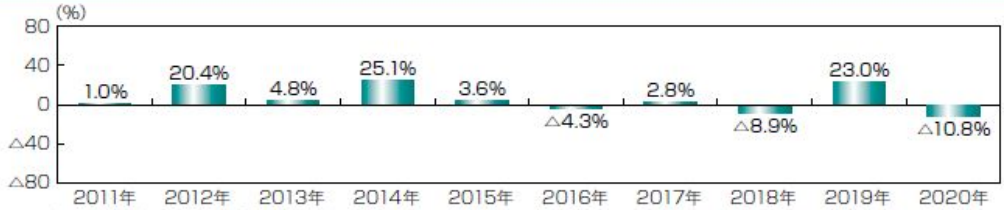

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2020年は、2020年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）
日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）
日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ニューヨークの銀行休業日
●オーストラリア証券取引所の休業日

（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（８）申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(11) 償還乗換
・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引と

なる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ニューヨークの銀行休業日
●オーストラリア証券取引所の休業日

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（6）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（7）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（9）受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①　基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価

額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞

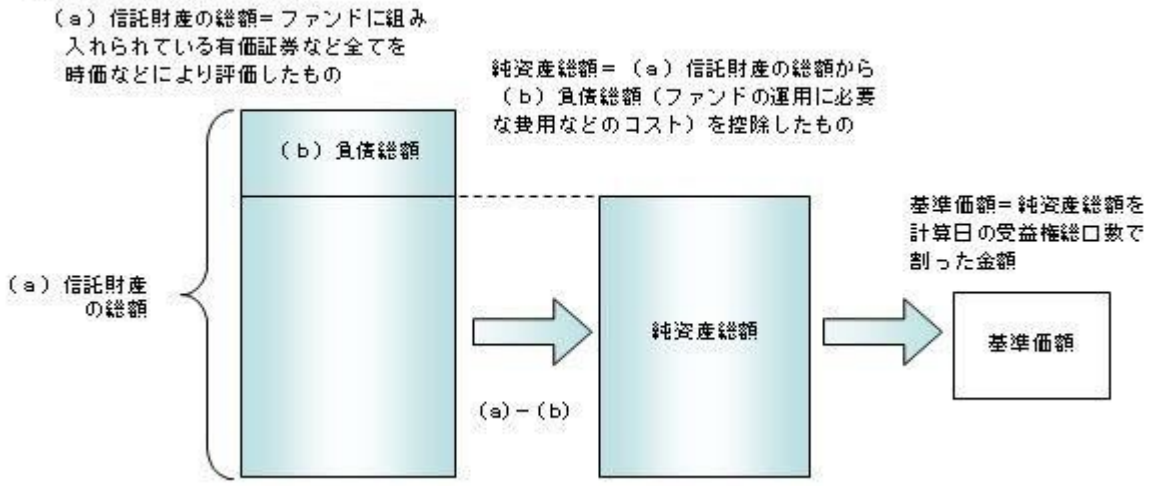

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）＞

無期限とします（2004 年１月 27 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）＞

2024 年１月５日までとします（2006 年３月７日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月６日から翌月５日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

1）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

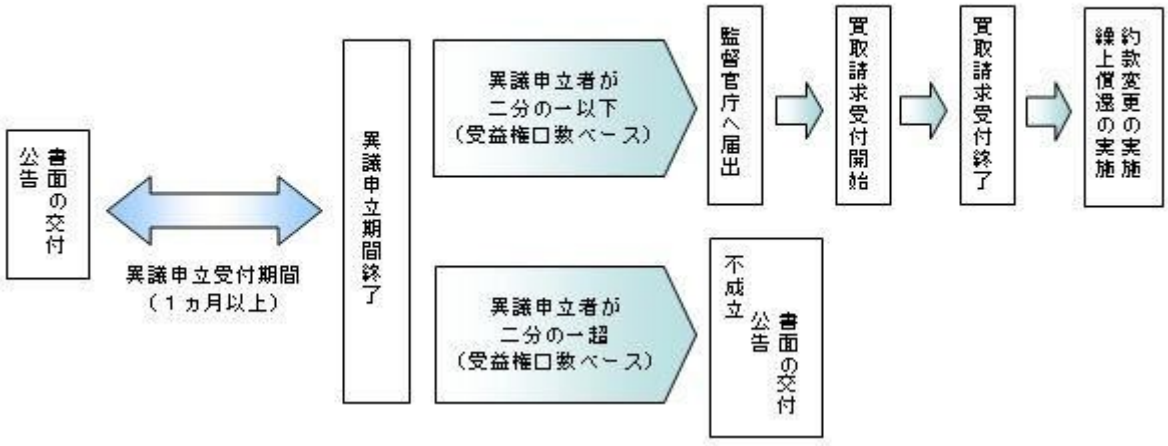

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（１月、７月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ａ（ヘッジなし）＞
＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ｂ（ヘッジあり）＞

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2020 年 1 月 7 日から 2020 年 7 月 6 日までの特定期間の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年８月５日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）の2020年１月７日から2020年７月６日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）の2020年７月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ａ（ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020 年 1 月 6 日現在	当期 2020 年 7 月 6 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	904,931,799	316,971,906
親投資信託受益証券	38,110,303,158	29,917,145,228
未収入金	204,952,384	318,796,892
流動資産合計	39,220,187,341	30,552,914,026
資産合計	39,220,187,341	30,552,914,026
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	387,107,154	301,111,742
未払解約金	208,613,721	4,104,637
未払受託者報酬	3,025,068	2,264,754
未払委託者報酬	53,695,157	40,199,567
未払利息	1,154	243
その他未払費用	151,243	113,230
流動負債合計	652,593,497	347,794,173
負債合計	652,593,497	347,794,173
純資産の部		
元本等		
元本	154,842,861,651	150,555,871,024
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△116,275,267,807	△120,350,751,171
元本等合計	38,567,593,844	30,205,119,853
純資産合計	38,567,593,844	30,205,119,853
負債純資産合計	39,220,187,341	30,552,914,026

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2019年 7月 6日 至　2020年 1月 6日	当期 自　2020年 1月 7日 至　2020年 7月 6日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,734,597,603	△5,322,147,517
営業収益合計	1,734,597,603	△5,322,147,517
営業費用		
支払利息	77,373	41,617
受託者報酬	17,621,156	14,323,061
委託者報酬	312,776,619	254,235,362
その他費用	896,492	716,494
営業費用合計	331,371,640	269,316,534
営業利益又は営業損失（△）	1,403,225,963	△5,591,464,051
経常利益又は経常損失（△）	1,403,225,963	△5,591,464,051
当期純利益又は当期純損失（△）	1,403,225,963	△5,591,464,051
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,529,118	△130,410,333
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△118,449,267,386	△116,275,267,807
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,733,285,389	7,172,531,406
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,733,285,389	7,172,531,406
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,608,427,577	3,965,127,926
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,608,427,577	3,965,127,926
分配金	2,346,555,078	1,821,833,126
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△116,275,267,807	△120,350,751,171

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 6 日から翌月 5 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2020 年 1 月 7 日から 2020 年 7 月 6 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020 年 1 月 6 日現在	当期 2020 年 7 月 6 日現在
1．	期首元本額	159,027,548,127 円	154,842,861,651 円
	期中追加設定元本額	6,174,812,162 円	5,084,389,671 円
	期中一部解約元本額	10,359,498,638 円	9,371,380,298 円
2．	受益権の総数	154,842,861,651 口	150,555,871,024 口
3．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	116,275,267,807 円	120,350,751,171 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2019 年 7 月 6 日 至 2020 年 1 月 6 日		当期 自 2020 年 1 月 7 日 至 2020 年 7 月 6 日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	119,860,330 円	1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	96,563,851 円
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
自 2019 年 7 月 6 日 至 2019 年 8 月 5 日		自 2020 年 1 月 7 日 至 2020 年 2 月 5 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	35,041,435 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	40,395,960,708 円	C 信託約款に定める収益調整金	37,490,851,736 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	125,868 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	40,396,086,576 円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	37,525,893,171 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	2,552 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	2,429 円
G 分配金額	395,702,482 円	G 分配金額	308,888,368 円
H 分配金額(1 万口当たり)	25 円	H 分配金額(1 万口当たり)	20 円
自 2019 年 8 月 6 日 至 2019 年 9 月 5 日		自 2020 年 2 月 6 日 至 2020 年 3 月 5 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	65,831,058 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	29,160,669 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	39,878,863,629 円	C 信託約款に定める収益調整金	36,834,744,504 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	124,789 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	39,944,819,476 円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	36,863,905,173 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	2,531 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	2,411 円
G 分配金額	394,498,173 円	G 分配金額	305,713,148 円
H 分配金額(1 万口当たり)	25 円	H 分配金額(1 万口当たり)	20 円
自 2019 年 9 月 6 日 至 2019 年 10 月 7 日		自 2020 年 3 月 6 日 至 2020 年 4 月 6 日	

A	計算期末における費用控除後の配当等収益	170,803,951円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	110,903,106円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	39,273,955,266円	C	信託約款に定める収益調整金	36,079,687,407円
D	信託約款に定める分配準備積立金	151,495円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	39,444,910,712円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	36,190,590,513円
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,517円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,399円
G	分配金額	391,732,835円	G	分配金額	301,705,120円
H	分配金額(1万口当たり)	25円	H	分配金額(1万口当たり)	20円
	自　2019年10月 8日 至　2019年11月 5日			自　2020年 4月 7日 至　2020年 5月 7日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	20,740,689円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	40,043,492円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	38,783,589,690円	C	信託約款に定める収益調整金	35,979,695,264円
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,200円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	38,804,333,579円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	36,019,738,756円
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,493円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,381円
G	分配金額	389,027,924円	G	分配金額	302,467,676円
H	分配金額(1万口当たり)	25円	H	分配金額(1万口当たり)	20円
	自　2019年11月 6日 至　2019年12月 5日			自　2020年 5月 8日 至　2020年 6月 5日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	20,613,089円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	41,458,646円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	38,362,186,670円	C	信託約款に定める収益調整金	35,656,011,103円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	38,382,799,759円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	35,697,469,749円
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,470円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,364円
G	分配金額	388,486,510円	G	分配金額	301,947,072円
H	分配金額(1万口当たり)	25円	H	分配金額(1万口当たり)	20円
	自　2019年12月 6日 至　2020年 1月 6日			自　2020年 6月 6日 至　2020年 7月 6日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	114,536,173円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	100,765,237円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	37,860,004,285円	C	信託約款に定める収益調整金	35,298,202,665円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	37,974,540,458円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	35,398,967,902円
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,452円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,351円
G	分配金額	387,107,154円	G	分配金額	301,111,742円
H	分配金額(1万口当たり)	25円	H	分配金額(1万口当たり)	20円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2019年 7月 6日 至 2020年 1月 6日	当期 自 2020年 1月 7日 至 2020年 7月 6日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方	同左

	針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、為替予約取引があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 1月 6日現在	当期 2020年 7月 6日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 1月 6日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△326,056,948
合計	△326,056,948

当期（2020年 7月 6日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△504,551,959
合計	△504,551,959

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 1月 6日現在		当期 2020年 7月 6日現在	
1口当たり純資産額	0.2491円	1口当たり純資産額	0.2006円
(1万口当たり純資産額)	(2,491円)	(1万口当たり純資産額)	(2,006円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバルＲＥＩＴマザーファンド	10,318,035,947	29,917,145,228	
合計		10,318,035,947	29,917,145,228	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年８月５日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）の2020年１月７日から2020年７月６日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）の2020年７月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ｂ（ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 1月 6日現在	当期 2020年 7月 6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,698,039	18,274,352
親投資信託受益証券	1,070,455,891	905,657,372
派生商品評価勘定	11,797,131	22,862
未収入金	－	6,474,721
流動資産合計	1,110,951,061	930,429,307
資産合計	1,110,951,061	930,429,307
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	6,397,172
未払金	－	9,144
未払収益分配金	5,747,846	5,699,971
未払受託者報酬	84,910	68,491
未払委託者報酬	1,507,332	1,215,919
未払利息	36	14
その他未払費用	4,236	3,414
流動負債合計	7,344,360	13,394,125
負債合計	7,344,360	13,394,125
純資産の部		
元本等		
元本	1,915,948,818	1,899,990,560
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△812,342,117	△982,955,378
元本等合計	1,103,606,701	917,035,182
純資産合計	1,103,606,701	917,035,182
負債純資産合計	1,110,951,061	930,429,307

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2019年 7月 6日 至　2020年 1月 6日	当期 自　2020年 1月 7日 至　2020年 7月 6日
営業収益		
有価証券売買等損益	47,364,750	△142,685,177
為替差損益	△15,158,989	7,156,486
営業収益合計	32,205,761	△135,528,691
営業費用		
支払利息	4,032	2,204
受託者報酬	484,442	420,870
委託者報酬	8,599,953	7,471,639
その他費用	35,769	21,007
営業費用合計	9,124,196	7,915,720
営業利益又は営業損失（△）	23,081,565	△143,444,411
経常利益又は経常損失（△）	23,081,565	△143,444,411
当期純利益又は当期純損失（△）	23,081,565	△143,444,411
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△270,057	△856,835
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△767,351,292	△812,342,117
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,627,545	18,145,498
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,627,545	18,145,498
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,902,730	11,915,177
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,902,730	11,915,177
分配金	34,067,262	34,256,006
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△812,342,117	△982,955,378

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 6 日から翌月 5 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2020 年 1 月 7 日から 2020 年 7 月 6 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020 年 1 月 6 日現在	当期 2020 年 7 月 6 日現在
1．	期首元本額	1,833,368,053 円	1,915,948,818 円
	期中追加設定元本額	154,548,928 円	23,810,815 円
	期中一部解約元本額	71,968,163 円	39,769,073 円
2．	受益権の総数	1,915,948,818 口	1,899,990,560 口
3．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	812,342,117 円	982,955,378 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2019 年 7 月 6 日 至 2020 年 1 月 6 日		当期 自 2020 年 1 月 7 日 至 2020 年 7 月 6 日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	3,259,399 円	1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,800,654 円
2.分配金の計算過程		2.分配金の計算過程	
自 2019 年 7 月 6 日 至 2019 年 8 月 5 日		自 2020 年 1 月 7 日 至 2020 年 2 月 5 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	970,855 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	13,202,050 円
C 信託約款に定める収益調整金	289,975,729 円	C 信託約款に定める収益調整金	293,827,718 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	178,133 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	290,153,862 円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	308,000,623 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,596 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,611 円
G 分配金額	5,453,745 円	G 分配金額	5,732,347 円
H 分配金額(1 万口当たり)	30 円	H 分配金額(1 万口当たり)	30 円
自 2019 年 8 月 6 日 至 2019 年 9 月 5 日		自 2020 年 2 月 6 日 至 2020 年 3 月 5 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,736,246 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	818,590 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	791,467 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	290,248,020 円	C 信託約款に定める収益調整金	292,845,603 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	1,795 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	8,392,071 円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	292,777,528 円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	302,056,264 円
F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,579 円	F 分配対象収益(1 万口当たり)	1,586 円
G 分配金額	5,560,017 円	G 分配金額	5,712,725 円

H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2019年9月6日		
	至　2019年10月7日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	4,493,782円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	6,581,617円	
C	信託約款に定める収益調整金	301,021,320円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,553円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	312,098,272円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,607円	
G	分配金額	5,823,179円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2019年10月8日		
	至　2019年11月5日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	481,946円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	5,294,135円	
C	信託約款に定める収益調整金	298,097,635円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	5,193,082円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	309,066,798円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,607円	
G	分配金額	5,766,422円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2019年11月6日		
	至　2019年12月5日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	559,350円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	295,510,111円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	5,142,863円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	301,212,324円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,580円	
G	分配金額	5,716,053円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2019年12月6日		
	至　2020年1月6日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,218,069円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	297,150,240円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	300,368,309円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,567円	
G	分配金額	5,747,846円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	

H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年3月6日		
	至　2020年4月6日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,286,658円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	292,443,068円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,482,285円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	299,212,011円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,573円	
G	分配金額	5,704,430円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年4月7日		
	至　2020年5月7日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,194,627円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	292,132,288円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,061,903円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	294,388,818円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,549円	
G	分配金額	5,698,321円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年5月8日		
	至　2020年6月5日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,236,057円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	289,194,284円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	290,430,341円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,526円	
G	分配金額	5,708,212円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年6月6日		
	至　2020年7月6日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,039,548円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	284,315,427円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	287,354,975円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,512円	
G	分配金額	5,699,971円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2019年7月6日 至 2020年1月6日	当期 自 2020年1月7日 至 2020年7月6日

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、為替予約取引があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 1月 6日現在	当期 2020年 7月 6日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 1月 6日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△9,063,336
合計	△9,063,336

当期（2020年 7月 6日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

親投資信託受益証券	△15,148,952
合計	△15,148,952

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（通貨関連）

前期（2020年 1月 6日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	958,527,581	—	946,730,450	11,797,131
	米ドル	794,330,612	—	785,624,920	8,705,692
	ユーロ	40,238,486	—	39,710,300	528,186
	英ポンド	58,286,423	—	56,115,950	2,170,473
	豪ドル	65,672,060	—	65,279,280	392,780
合計		958,527,581	—	946,730,450	11,797,131

当期（2020年 7月 6日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	809,076,040	—	815,450,350	△6,374,310
	米ドル	686,719,452	—	691,286,640	△4,567,188
	ユーロ	26,992,771	—	27,279,000	△286,229
	英ポンド	44,549,906	—	44,980,450	△430,544
	豪ドル	50,813,911	—	51,904,260	△1,090,349
合計		809,076,040	—	815,450,350	△6,374,310

（注）1.時価の算定方法

(1)特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 1月 6日現在		当期 2020年 7月 6日現在	
1口当たり純資産額	0.5760円	1口当たり純資産額	0.4827円
(1万口当たり純資産額)	(5,760円)	(1万口当たり純資産額)	(4,827円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバルＲＥＩＴマザーファンド	312,349,499	905,657,372	
合計		312,349,499	905,657,372	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

当ファンドは、「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

（参考）

グローバルＲＥＩＴマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2020年 1月 6日現在	2020年 7月 6日現在
資産の部		
流動資産		
預金	111,911,678	－
金銭信託	26,248	66,114
コール・ローン	187,305,645	479,923,290
投資証券	40,502,127,276	31,757,674,383
派生商品評価勘定	3,120	－
未収入金	97,934,387	131,236,055
未収配当金	181,473,196	136,576,492
流動資産合計	41,080,781,550	32,505,476,334
資産合計	41,080,781,550	32,505,476,334
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	153,546	85,848
未払金	66,830,948	－
未払解約金	204,952,384	342,137,106
未払利息	238	368
流動負債合計	271,937,116	342,223,322
負債合計	271,937,116	342,223,322
純資産の部		
元本等		
元本	12,081,159,265	11,092,748,220
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	28,727,685,169	21,070,504,792
元本等合計	40,808,844,434	32,163,253,012
純資産合計	40,808,844,434	32,163,253,012
負債純資産合計	41,080,781,550	32,505,476,334

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2020 年 1 月 6 日現在	2020 年 7 月 6 日現在
1．	期首	2019 年 7 月 6 日	2020 年 1 月 7 日
	期首元本額	13,222,529,197 円	12,081,159,265 円
	期首からの追加設定元本額	170,246,840 円	161,261,506 円
	期首からの一部解約元本額	1,311,616,772 円	1,149,672,551 円
	元本の内訳　※		
	日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　A（ヘッジなし）	11,282,247,301 円	10,318,035,947 円
	日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド（6ヵ月決算型）	211,157,320 円	201,828,422 円
	日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　B（ヘッジあり）	316,899,817 円	312,349,499 円
	日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）	270,854,827 円	260,534,352 円
	計	12,081,159,265 円	11,092,748,220 円
2．	受益権の総数	12,081,159,265 口	11,092,748,220 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 2019 年 7 月 6 日 至 2020 年 1 月 6 日	自 2020 年 1 月 7 日 至 2020 年 7 月 6 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方	同左

	法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、為替予約取引があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	2020年 1月 6日現在	2020年 7月 6日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2020年 1月 6日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	6,585,215,899
合計	6,585,215,899

(2020年 7月 6日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△3,003,669,936
合計	△3,003,669,936

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2020年 1月 6日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	66,973,344	－	66,822,918	△150,426
	加ドル	66,973,344	－	66,822,918	△150,426
合計		66,973,344	－	66,822,918	△150,426

(2020年 7月 6日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	47,301,890	－	47,387,738	△85,848
	米ドル	47,301,890	－	47,387,738	△85,848
合計		47,301,890	－	47,387,738	△85,848

(注) 1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2020年 1月 6日現在		2020年 7月 6日現在	
1口当たり純資産額	3.3779円	1口当たり純資産額	2.8995円
(1万口当たり純資産額)	(33,779円)	(1万口当たり純資産額)	(28,995円)

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	1,138	389,196,000	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	1,174	157,668,200	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	3,819	509,454,600	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人投資証券	822	410,178,000	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	601	247,612,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	894	512,262,000	
		東急リアル・エステート投資法人　投資証券	2,150	314,545,000	
		ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	2,154	249,002,400	
		ケネディクス・オフィス投資法人　投資証券	567	347,571,000	
日本円小計			13,319	3,137,489,200	
米ドル	投資証券	AGREE REALTY CORPORATION	43,498	2,913,931.02	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	56,422	9,311,886.88	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	182,848	5,035,633.92	
		AMERICAN TOWER CORP	13,526	3,573,704.46	
		AMERICOLD REALTY TRUST	98,598	3,619,532.58	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	141,045	1,328,643.90	
		BOSTON PROPERTIES INC	59,888	5,482,746.40	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	54,543	5,103,588.51	
		CUBESMART	140,229	4,007,744.82	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	71,770	10,664,304.30	
		EQUINIX INC	27,741	19,929,411.81	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	112,424	7,227,738.96	
		EQUITY RESIDENTIAL-REIT	107,480	6,512,213.20	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	119,049	1,842,878.52	
		FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST-REIT	29,536	2,526,509.44	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	82,466	3,301,113.98	
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	186,797	4,980,008.02	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	183,176	5,215,020.72	
		INVITATION HOMES INC	243,536	6,875,021.28	

		KILROY REALTY CORPORATION	37,570	2,239,547.70	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	39,798	4,677,458.94	
		PROLOGIS INC	231,434	22,113,518.70	
		PUBLIC STORAGE	27,574	5,497,152.64	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	84,734	3,633,393.92	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	38,953	1,306,873.15	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	76,222	5,244,835.82	
		SL GREEN REALTY CORP	56,451	2,818,033.92	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	145,163	4,971,832.75	
		SUN COMMUNITIES INC	51,328	7,219,283.20	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	215,225	1,717,495.50	
		UDR INC	184,055	7,099,001.35	
		VENTAS INC	41,876	1,561,556.04	
		VEREIT INC	711,511	4,582,130.84	
		VICI PROPERTIES INC	265,838	5,545,380.68	
		WEINGARTEN REALTY INVESTORS	78,734	1,500,670.04	
		WELLTOWER INC	177,162	9,324,036.06	
米ドル小計			4,418,200	200,503,833.97 (21,584,237,726)	
加ドル	投資証券	ALLIED PROPERTIES RE INVST TR	34,399	1,428,934.46	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	68,869	992,402.29	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	110,338	2,215,587.04	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	150,162	3,172,923.06	
加ドル小計			363,768	7,809,846.85 (620,336,135)	
ユーロ	投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	78,517	1,063,120.18	
		GECINA SA	28,790	3,210,085.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	103,885	854,973.55	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	106,415	2,651,861.80	
ユーロ小計			317,607	7,780,040.53 (943,096,513)	
英ポンド	投資証券	ASSURA PLC	1,281,886	1,012,689.94	
		BIG YELLOW GROUP PLC	39,628	401,827.92	
		DERWENT LONDON PLC	46,870	1,354,543.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	215,377	1,368,074.70	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	289,700	1,674,466.00	

		SEGRO PLC	634,044	5,791,357.89	
英ポンド小計			2,507,505	11,602,959.45 (1,558,277,454)	
豪ドル	投資証券	CHARTER HALL GROUP	596,808	6,099,377.76	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	961,362	4,335,742.62	
		GOODMAN GROUP	785,740	12,422,549.40	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	445,135	2,047,621.00	
豪ドル小計			2,789,045	24,905,290.78 (1,863,164,803)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	697,600	45,204,480.00	
香港ドル小計			697,600	45,204,480.00 (627,890,227)	
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	2,003,055	6,509,928.75	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	3,269,470	3,956,058.70	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,103,017	3,231,839.81	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	2,347,310	4,718,093.10	
シンガポールドル小計			8,722,852	18,415,920.36 (1,423,182,325)	
合計				31,757,674,383 (28,620,185,183)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種　類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券　36銘柄	100.0%	75.4%
加ドル	投資証券　4銘柄	100.0%	2.2%
ユーロ	投資証券　4銘柄	100.0%	3.3%
英ポンド	投資証券　6銘柄	100.0%	5.4%
豪ドル	投資証券　4銘柄	100.0%	6.5%
香港ドル	投資証券　1銘柄	100.0%	2.2%
シンガポールドル	投資証券　4銘柄	100.0%	5.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 7月31日現在です。

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ａ（ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	30,376,797,747円
Ⅱ　負債総額	63,238,463円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	30,313,559,284円
Ⅳ　発行済口数	150,058,596,648口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.2020円

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ｂ（ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	914,934,184円
Ⅱ　負債総額	2,216,582円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	912,717,602円
Ⅳ　発行済口数	1,845,082,583口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4947円

（参考）

グローバルＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	32,274,033,036円
Ⅱ　負債総額	154円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	32,274,032,882円
Ⅳ　発行済口数	11,042,344,474口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9228円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2020年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2020年7月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び 5 名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2020年7月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。

２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。

３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。

５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
・委託会社の運用する、2020年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			839	204,546
	株式投資信託		785	174,234
		単位型	270	10,792
		追加型	515	163,441
	公社債投資信託		54	30,312
		単位型	41	1,466
		追加型	13	28,845

3【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2．　当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月８日

日興アセットマネジメント株式会社
　取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 知 明

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウエア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		354		554
未払金		6,112		5,881
未払収益分配金		7		8
未払償還金		71		71
未払手数料	※3	5,299		5,202
その他未払金		734		599
未払費用	※3	3,897	※3	4,289
未払法人税等		2,382		1,439
未払消費税等	※4	621	※4	746
賞与引当金		2,680		2,718
役員賞与引当金		210		55
その他	※3	172		42
流動負債合計		16,431		15,726
固定負債				
退職給付引当金		1,405		1,395
その他		629		695
固定負債合計		2,035		2,091
負債合計		18,466		17,818
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		47,142		55,395
利益剰余金合計		47,142		55,395
自己株式		△833		△905
株主資本合計		68,891		77,073
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		493		△60
繰延ヘッジ損益		185		389
評価・換算差額等合計		679		329
純資産合計		69,571		77,402
負債純資産合計		88,038		95,220

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

（単位：百万円）

		第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※１	1,865	※１	4,881
有価証券償還益		1		－
デリバティブ収益	※１	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※１	286		185
有価証券償還損		－		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		－		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		－
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

（3）【株主資本等変動計算書】

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第61期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

［注記事項］

（重要な会計方針）

項目	第61期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　3年～15年 器具備品　3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年３月 30 日）
・　「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年３月 30 日）

（１）　概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）　適用予定日

2022 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,281百万円 器具備品　655百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,311百万円 器具備品　707百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 現金・預金　1,347百万円 未収収益　127百万円 （流動負債） 未払手数料　350百万円 未払費用　767百万円 その他　162百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　151百万円 （流動負債） 未払費用　623百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務468百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務365百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,831百万円 デリバティブ収益　54百万円 支払利息　75百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,849百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,301,700	64,000	－	1,365,700

3　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	－	323,400	1,171,500	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	108,900	－	33,000	75,900	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	－	630,300	2,055,900	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	－	3,618,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	－	66,000	3,811,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	－	4,422,000	66,000	4,356,000	－
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	－

(注) 1　2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
3　2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	－	1,454,500

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	－	1,171,500	－	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	75,900	－	75,900	－	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	－	871,200	1,184,700	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	2,272,000	1,346,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	－	1,417,000	2,394,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	－	1,417,000	2,939,000	－
合計		15,088,300	－	7,224,600	7,863,700	－

（注）１　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)1,184,700株、2016年度ストックオプション(1)881,000株及び2016年度ストックオプション(2)804,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)465,000株、2016年度ストックオプション(2)1,590,000株及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年５月28日取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年３月31日	2019年６月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

（リース取引関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	853百万円	１年内	912百万円
１年超	6,704百万円	１年超	6,148百万円
合計	7,558百万円	合計	7,060百万円

（金融商品関係）

第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日）

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2019 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	－
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	－
(3) 未収収益	618	618	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,740	16,740	－
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	－
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	－
デリバティブ取引計	(158)	(158)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち３百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち０百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	20,680	－	－	－
未収委託者報酬	16,867	－	－	－
未収収益	618	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

第 61 期(自　2019 年４月１日　至　2020 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2020 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	－
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	－
(3) 未収収益	1,412	1,412	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17,828	17,828	－
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	－
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	－
デリバティブ取引計	142	142	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	24,591	－	－	－
未収委託者報酬	16,912	－	－	－
未収収益	1,412	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

（有価証券関係）
第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
2　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について21百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

（デリバティブ取引関係）
第60期(2019年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	2,407 －	－ －	3 －	3 －
合計		2,407	－	3	3

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
　　2　時価の算定方法
　　金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,792	－	△35	△35
合計		1,792	－	△35	△35

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
　通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル シンガポールドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	 2,251 63 975 518 2,149 81	 － － － － － －	 △42 △0 △18 △8 △58 0
合計			6,040	－	△127

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第61期(2020年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	1,913 －	－ －	△41 －	△41 －
合計		1,913	－	△41	△41

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,808	－	15	15
合計		1,808	－	15	15

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	3,427	－	20
	豪ドル		48	－	9
	シンガポールドル		944	－	58
	香港ドル		529	－	2
	人民元		2,017	－	76
	ユーロ		70	－	1
合計			7,038	－	167

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）
(1)関連会社に対する投資の金額　3,010	(1)関連会社に対する投資の金額　3,002
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,668	(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,485
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,704	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,631

（退職給付関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1％

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円でありました。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	－
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,171,500	75,900
付与	0	0
失効	1,171,500	75,900
権利確定	0	0
権利未確定残	―	―
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,055,900	3,618,000
付与	0	0
失効	871,200	2,272,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,184,700	1,346,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633百万円
３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

（税効果会計関係）

第60期 （2019年3月31日）		第61期 （2020年3月31日）	
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	（単位：百万円）		（単位：百万円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	820	賞与引当金	822
投資有価証券評価損	96	投資有価証券評価損	102
関係会社株式評価損	1,430	関係会社株式評価損	1,430
退職給付引当金	430	退職給付引当金	427
固定資産減価償却費	103	固定資産減価償却費	96
その他	761	その他	744
繰延税金資産小計	3,643	繰延税金資産小計	3,624
評価性引当金	△1,430	評価性引当金	△1,430
繰延税金資産合計	2,212	繰延税金資産合計	2,194
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	217	繰延ヘッジ利益	172
繰延ヘッジ利益	81	繰延税金負債合計	172
繰延税金負債合計	299	繰延税金資産の純額	2,022
繰延税金資産の純額	1,913		
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△4.4%	受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△9.6%
その他	0.6%	その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.6%

（関連当事者情報）

第60期(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付の返済(シンガポールドル貸建)(注1)	554 (SGD 6,800 千)(注2)	―	―
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	8 (SGD 104 千)	―	―
							資金の貸付(米国ドル貸建)(注3)	1,807 (USD 16,500 千)(注4)	関係会社短期貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息(米国ドル貸建)(注3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付(円貨建)(注3)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	直接 100.00	―	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	―	―
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入(米国ドル貸建)(注6)	5,364 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							資金の借入の返済(米国ドル貸建)(注6)	5,526 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							借入金利息(米国ドル貸建)(注6)	65 (USD 593 千)	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　取引金額 554 百万円（SGD6,800 千）の内訳は、貸付の返済 554 百万円（SGD6,800 千）であります。

3　融資枠 5,000 百万円（若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

4　取引金額 1,807 百万円（USD16,500 千）の内訳は、貸付 1,807 百万円（USD16,500 千）であります。

5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.及び Nikko Asset Management Americas, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
7 取引金額 5,364 百万円（USD50,000 千）及び 5,526 百万円（USD50,000 千）の内訳は、借入 5,364 百万円（USD50,000 千）及び借入の返済 5,526 百万円（USD50,000 千）であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	資金の貸付(米国ドル貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	1,793(USD 16,500千)
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注1)	86(USD 798千)	未収収益	13(USD 122千)
							資金の貸付(円貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	1,526(USD 14,000千)	―	―
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550(百万円)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	2,700	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　資枠5,000百万円（若しくは5,000百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
１株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション（１）1,346,000株、2016年度ストックオプション（２）2,394,000株、2017年度ストックオプション（１）2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	69,571	77,402
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,647	195,558

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

グローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、グローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期から第２計算期までは、収益分配を行ないません。第３計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第３条　　委託者は、金331億7,510万5,463円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第４条　　この信託の期間は、信託契約締結日から第44条、第45条第１項、第46条第１項および第48条第２項の規定による解約の日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第５条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第６条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第７条　　委託者は、第３条第１項による受益権については331億7,510万5,463口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第８条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　　第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第９条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消さ

れた場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、１口につき１円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において

同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑧　追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑨　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条　（削　除）

（記名式の受益証券の再交付）

第16条　（削　除）

（毀損した場合等の再交付）

第17条　（削　除）

（受益証券の再交付の費用）

第18条　（削　除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第20条　委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 グローバルＲＥＩＴマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号および第４号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条ならびに第20条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

②　前項の取扱いは、第24条および第29条から第31条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第21条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第22条　（削　除）

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資

産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第26条 （削 除）

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金

の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎月６日から翌月５日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2004年１月27日から2004年２月５日までとし、最終計算期間の終了日は第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの純資産総額に応じて以下に定

める率を乗じて得た金額とします。

当該マザーファンドの純資産総額が1,000億円以下の部分　……　年10,000分の60

〃　1,000億円超の部分　……　年10,000分の40

（収益分配）

第38条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１および第２計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条　収益分配金は、第１および第２計算期間を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第42条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第43条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金は、第43条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（受益証券の保護預り等）

第41条　（削　除）

（収益分配金および償還金の時効）

第42条　受益者が、収益分配金については第40条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第40条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第43条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③　前２項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第44条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第44条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第48条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第49条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤　委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第50条　第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書の交付省略）
第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）
第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第１条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条 第40条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条および第13条から第18条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2004年１月27日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
受託者 みずほ信託銀行株式会社

＜追加型証券投資信託　日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第22条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

グローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、グローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。

実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第25条の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期から第２計算期までは、収益分配を行ないません。第３計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第３条　　委託者は、金３億48万4,731円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第４条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月５日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第５条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第６条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第７条　　委託者は、第３条第１項による受益権については３億48万4,731口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第８条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　　第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第９条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることによ

り定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第１項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。

④ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、１口につき１円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第４項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑧　追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑨　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条　（削　除）

（記名式の受益証券の再交付）

第16条　（削　除）

（毀損した場合等の再交付）

第17条　（削　除）

（受益証券の再交付の費用）
第18条　　（削　除）
（投資の対象とする資産の種類）
第19条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。
1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形
②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形
（運用の指図範囲）
第20条　委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 グローバルＲＥＩＴマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号および第４号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）
第21条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第26条において同じ。）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条ならびに第20条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。
②　前項の取扱いは、第25条および第30条から第32条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
（運用の基本方針）
第22条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。
（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）
第23条　　（削　除）
（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）
第24条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場

合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第26条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第27条　（削　除）

（混蔵寄託）

第28条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第30条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券

等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第33条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第35条　この信託の計算期間は、毎月６日から翌月５日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2006年３月７日から2006年４月５日までとし、最終計算期間の終了日は第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第36条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第37条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第38条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

④　委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの純資産総額に応じて以下に定める率を乗じて得た金額とします。

当該マザーファンドの純資産総額が1,000億円以下の部分　……　年10,000分の60

〃　1,000億円超の部分　……　年10,000分の40

（収益分配）

第39条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１および第２計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第１および第２計算期間を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条　収益分配金は、第１および第２計算期間を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第１および第２計算期間を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第44条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証

券と引き換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金は、第44条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（受益証券の保護預り等）

第42条　（削　除）

（収益分配金および償還金の時効）

第43条　受益者が、収益分配金については第41条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第41条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第44条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③　前２項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第44条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第45条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする

旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤　委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第51条　　第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（信託期間の延長）

第52条　　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第53条　　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書の交付省略）

第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第54条　　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第41条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　　平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条および第13条から第18条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2006年３月７日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
受託者　みずほ信託銀行株式会社

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（請求目論見書）

2020.10.7

日興・AMPグローバルREITファンド 資産成長型（ヘッジなし）

追加型投信／内外／不動産投信

◆この目論見書により行なう「日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2020 年 4 月 6 日に関東財務局長に提出しており、2020 年 4 月 7 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2020 年 4 月 6 日
発行者名	：	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　安倍　秀雄
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目７番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 3
　第１【ファンドの状況】…… 3
　第２【管理及び運営】…… 33
　第３【ファンドの経理状況】…… 38
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 62
第三部【委託会社等の情報】…… 63

約款…… 109

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）
・以下「ファンド」といいます。また、「資産成長型（ヘッジなし）」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2020年4月7日から2021年4月5日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。

・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
世界の不動産投信に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内外	
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外
目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇不動産投信
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（不動産投信））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「不動産投信」に分類されます。

◇年１回

目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特色 その1　世界各国の上場不動産投信(REIT)を中心に、幅広く分散投資を行なうファンドです。

特色 その2　お客様の運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、毎月分配型と資産成長型をご用意しました。

毎月分配型は毎月(原則5日)、資産成長型は年1回(原則1月5日)決算を行ないます。

特色 その3　AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが運用を担当します。

豪州に本拠を置く、不動産投資において50年以上の経験を持つ国際的な運用会社です。
AMPグループの不動産関連(直接投資、上場不動産投信(REIT)への投資など)運用資産額は世界有数の規模を誇ります。
同グループは世界各国に不動産運用担当者を配置し、グローバルに不動産運用を展開しています。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

■毎月分配型には、「ヘッジなし」と「ヘッジあり」があります。

毎月分配型 A(ヘッジなし)は、世界各国の不動産投信の比較的高い分配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。
※為替ヘッジを行なわない場合、為替変動の影響を受け、円高時は為替差損となります。
毎月分配型 B(ヘッジあり)は、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないます。
※為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストがかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

■毎月分配型 A(ヘッジなし)・B(ヘッジあり)と資産成長型(ヘッジなし)は、ファンド間のスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。また、スイッチング手数料は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

主な投資制限

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

・毎月分配型 A(ヘッジなし)/B(ヘッジあり)
　毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
・資産成長型(ヘッジなし)
　毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ご参考

世界各国の不動産投信に分散投資を行なうことで、
1国に依存せず、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得することをめざします。

【 主要国(地域)の不動産投信の分配金利回りと国債の利回り比較 】
(2020年7月末現在)

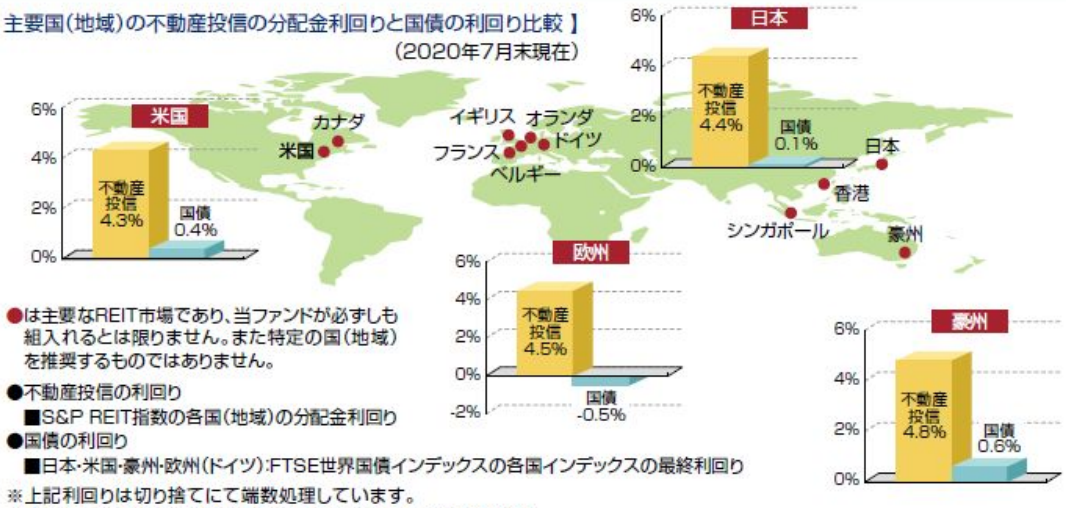

●は主要なREIT市場であり、当ファンドが必ずしも組入れるとは限りません。また特定の国(地域)を推奨するものではありません。

●不動産投信の利回り
■S&P REIT指数の各国(地域)の分配金利回り

●国債の利回り
■日本・米国・豪州・欧州(ドイツ):FTSE世界国債インデックスの各国インデックスの最終利回り

※上記利回りは切り捨てにて端数処理しています。
※上記利回りは当ファンドの期待利回りを示すものではありません。
※各資産のリスク特性はそれぞれ異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。
※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

ご参考　参考指数について

毎月分配型 A(ヘッジなし)と資産成長型(ヘッジなし)については「S&P先進国REIT指数(円ベース)*1」、毎月分配型 B(ヘッジあり)については「S&P先進国REIT指数(ヘッジあり・円ベース)*2」を参考指数とします。
「S&P先進国REIT指数」は、先進国のREIT市場の動きを表わす代表的な指数です。
*1 米ドルベースの値を日興アセットマネジメントが円換算したもの
*2 米ドルヘッジ・米ドルベースの値を日興アセットマネジメントが為替ヘッジコストを控除して円換算したもの

注)当ファンドは同指数を構成する銘柄以外の不動産投信にも投資を行なう方針です。
参考指数は、当ファンドのパフォーマンスを示唆するものではなく、また、当ファンドのベンチマークでもありません。

毎月分配型 A(ヘッジなし)、資産成長型(ヘッジなし)の参考指数の過去のパフォーマンスは、株式に比べて高いリターンを実現していました。

【 リターン比較 】(2000年1月末～2020年7月末)

【 リスク比較 】(2000年1月末～2020年7月末)

○リターンは月次騰落率の平均を年率換算し、リスクは月次騰落率の標準偏差を年率換算したものです。

【参考指数の過去のパフォーマンス】(2000年1月末～2020年7月末)

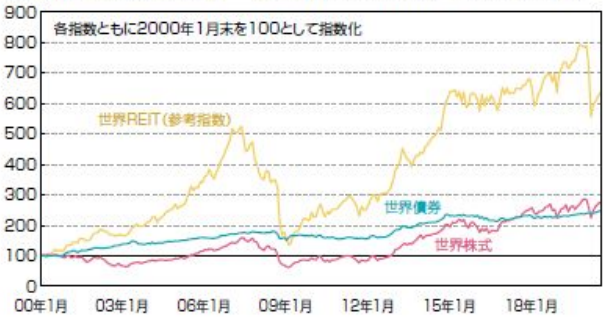

○世界株式:MSCIワールド・インデックス(円ベース*)
○世界債券:FTSE世界国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)
○世界REIT(参考指数):S&P先進国REIT指数(円ベース*)
＊米ドルベース、トータルリターンの値を日興アセットマネジメントが円換算したもの
※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

AMPキャピタル･インベスターズ･リミテッドについて

AMPキャピタル･インベスターズ･リミテッドが運用を担当します。

AMPキャピタル･インベスターズは、豪州に本拠を置くAMPグループに属する運用会社で、
「グローバルREITマザーファンド」の運用を担当します。

AMP CAPITAL

「AMPキャピタル･インベスターズ･リミテッド」の特長

・豪州を代表する総合金融グループであるAMPグループ*の一員で、約2,030億豪ドルの資産を運用するアジア太平洋地域で最大級の規模を誇る資産運用会社です。
*AMPグループには、資本提携にある運用会社を含みます。
・本拠を置く豪州や、ニュージーランドで圧倒的な優位性をもっていることに加え、グローバルに広がるネットワークを活かし、様々な投資機会を提供しています。
・不動産投資の経験は50年以上におよび、約66億豪ドルの資産を不動産投資信託証券で運用しています。

<AMPグループの不動産運用拠点>

2019年12月末現在

分配方針について

■組入不動産投信の分配収益などを原資とします。
■お客様の運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、毎月分配型と資産成長型をご用意しました。

毎月分配型

・組入不動産投信の分配収益などを原資として、毎月の決算時に収益分配を行なうことをめざします。
・原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

【 分配金のイメージ 】

資産成長型

・原則として毎年1月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

【 分配金のイメージ 】

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。
※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

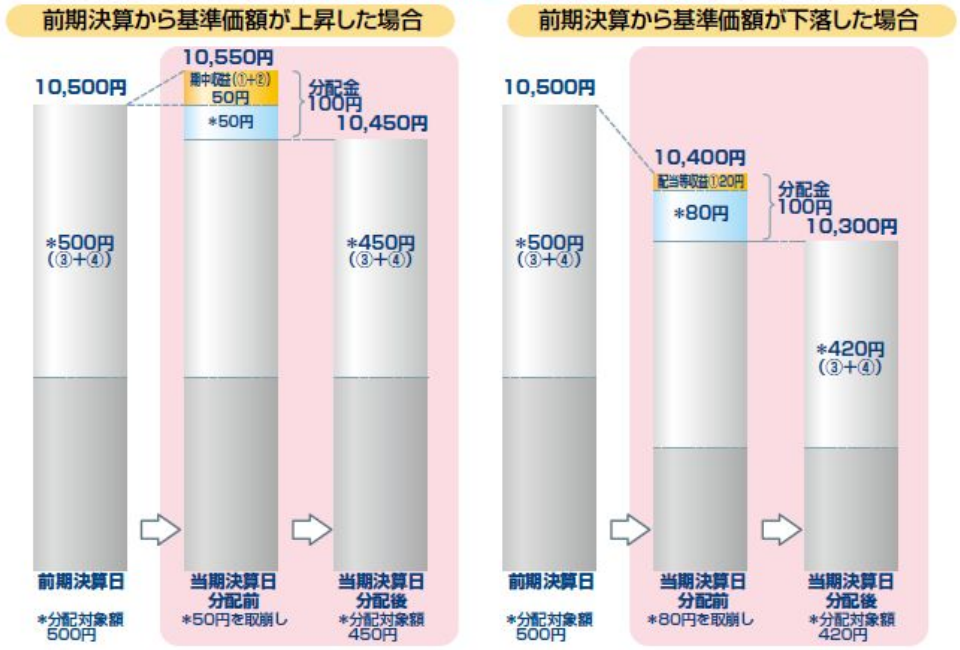

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

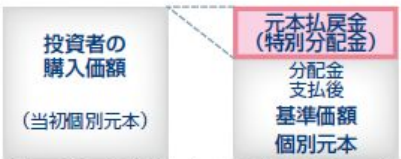

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④　信託金限度額
・5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2008 年 11 月 12 日
・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始
2014 年４月５日
・信託期間の更新（信託終了日を 2019 年１月７日から 2024 年１月５日へ変更）

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

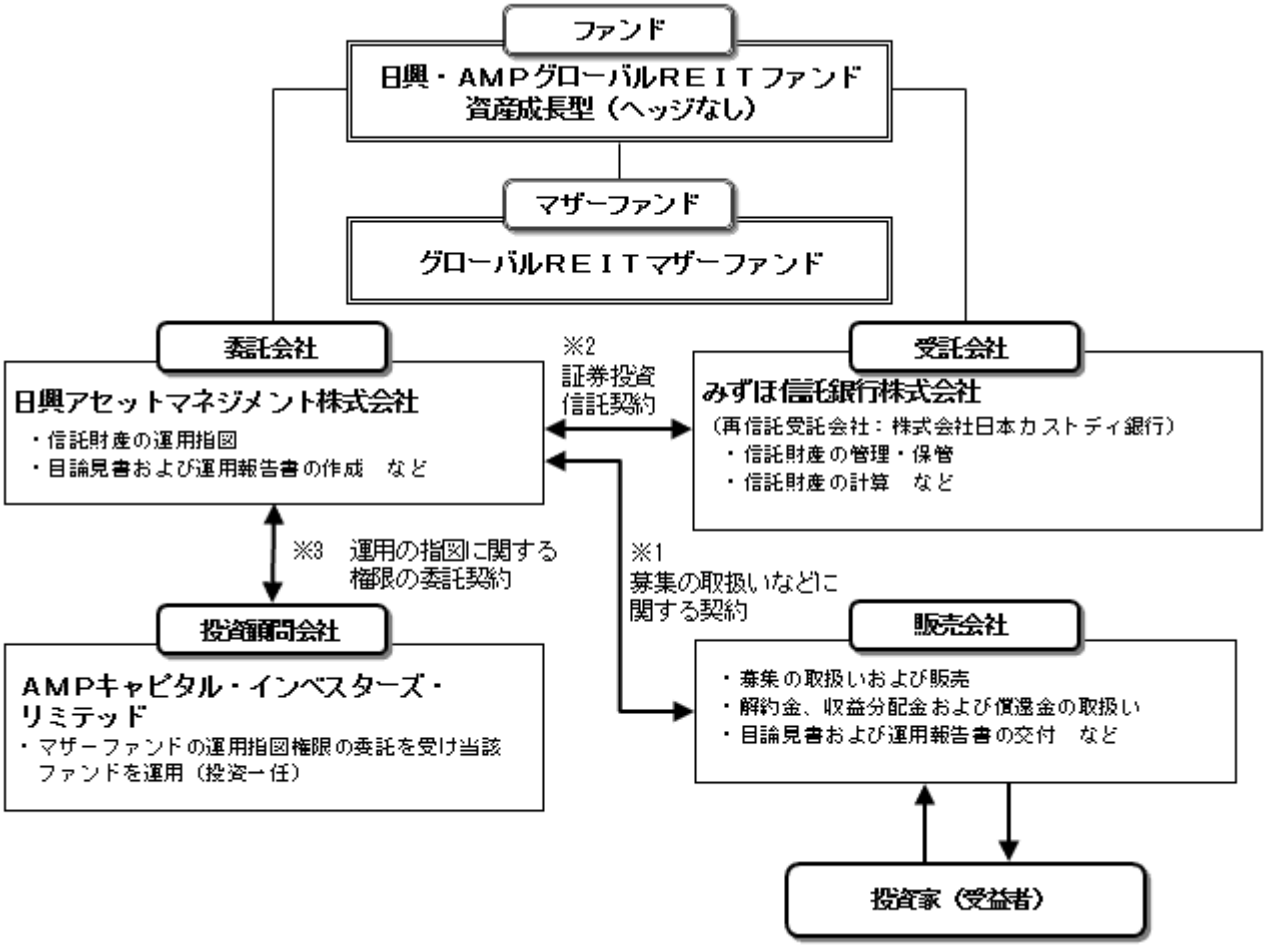

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2020 年 7 月末現在）
１）資本金
17,363 百万円
２）沿革
1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立
1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	179,869,100 株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400 株	7.24%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

・主として、「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。
・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）＞
「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
①　投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
　１）有価証券
　２）金銭債権
　３）約束手形
　４）為替手形
②　主として「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
　１）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
　２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの
　３）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
　４）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
　５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
　１）預金
　２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
　３）コール・ローン
　４）手形割引市場において売買される手形
④　次の取引ができます。
　１）外国為替予約取引
　２）資金の借入
＜グローバルＲＥＩＴマザーファンド＞
世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
①　投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
　１）有価証券
　２）金銭債権
　３）約束手形
　４）為替手形
②　主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる

権利を除きます。）に投資することができます。

1）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

2）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの

3）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

4）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの

5）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1）預金

2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3）コール・ローン

4）手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

1）外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜グローバルＲＥＩＴマザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、インカム収益の確保と安定した信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
	投資方針	・主として、世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。 ・不動産投資信託証券の銘柄選定にあたっては、世界各国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券の中から、各銘柄毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。 ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。 ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買等の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	みずほ信託銀行株式会社
	投資顧問会社	ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド（投資一任）
	信託期間	無期限（2004 年１月 27 日設定）
	決算日	毎年１月５日（休業日の場合は翌営業日）

（３）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

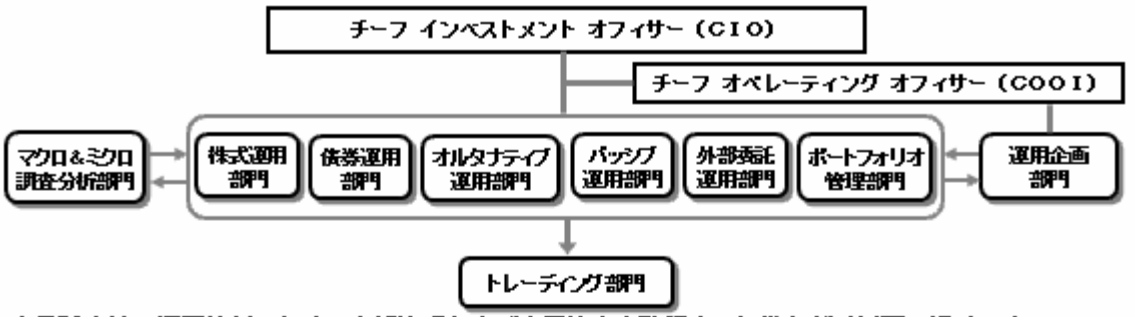

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

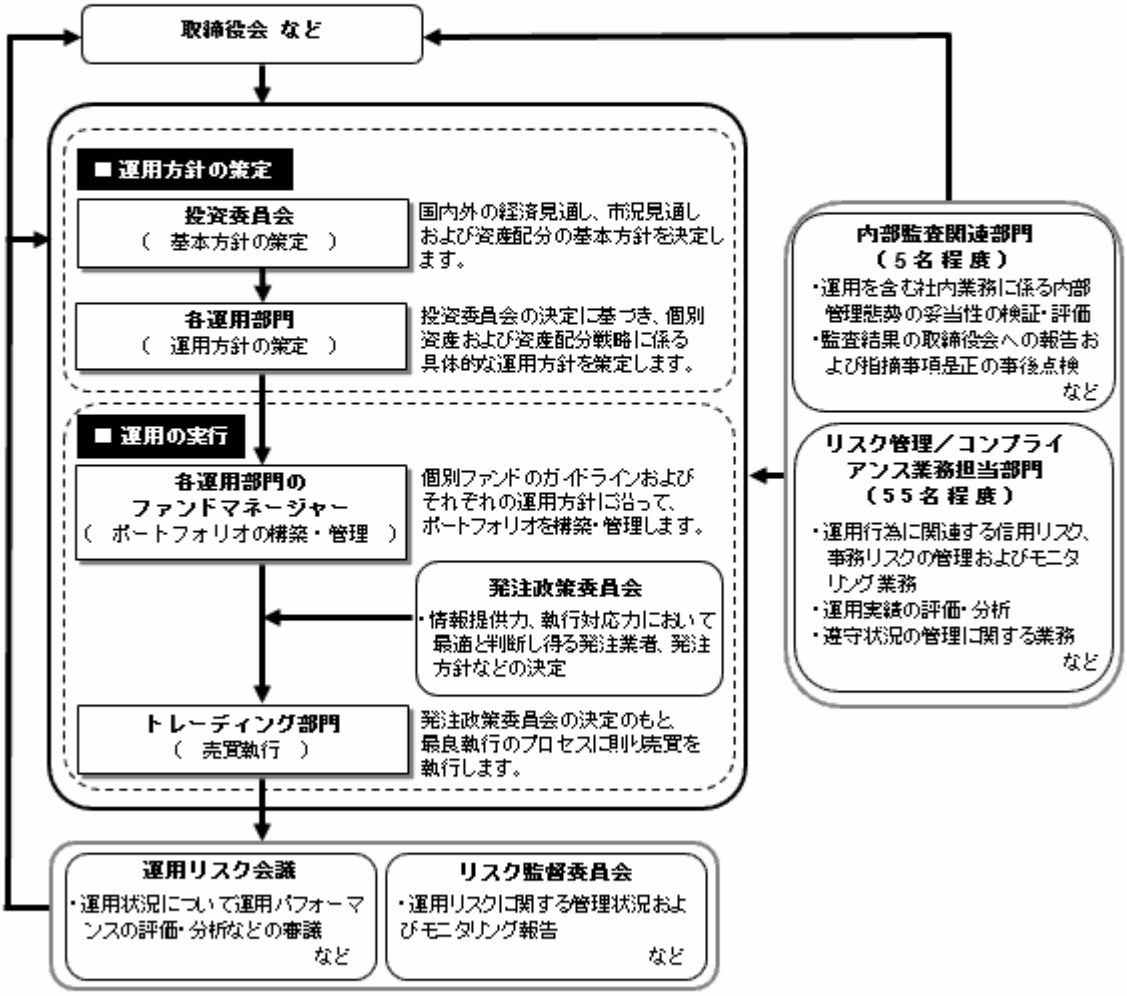

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）

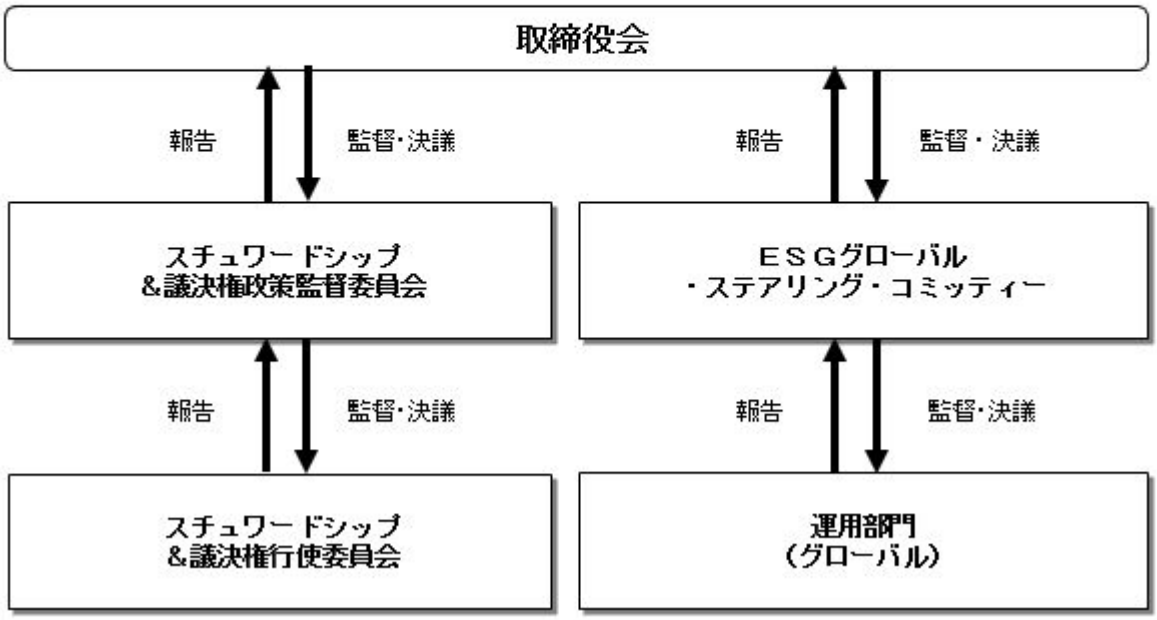

※上記体制は 2020 年 7 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド（投資顧問会社）における運用体制＞

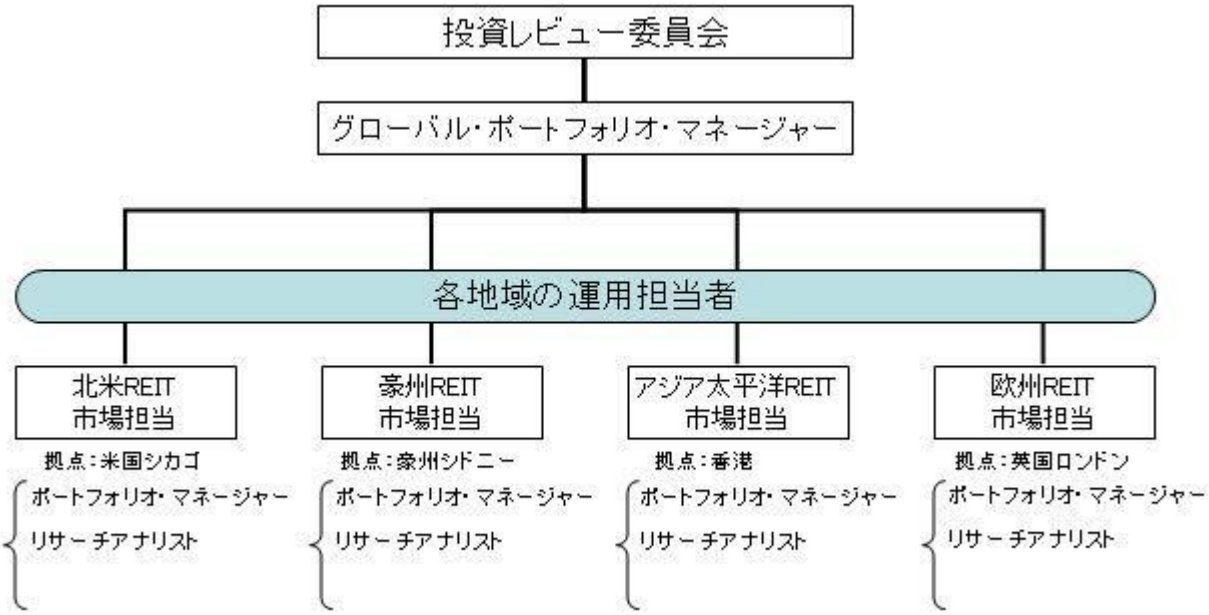

ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッドでは地域ごとに配置された不動産運用担当者がリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有化を図るリサーチ体制をとっています。ＡＭＰキャピタル・インベスターズのグループの運用拠点を活用しています。

※上記は 2019 年 12 月末現在のものです。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）＞

１）投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

４）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

５）信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

６）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

７）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜グローバルＲＥＩＴマザーファンド＞

１）投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法

人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
2）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
3）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
4）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
5）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に不動産投信を実質的な投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク
・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難と

なる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞

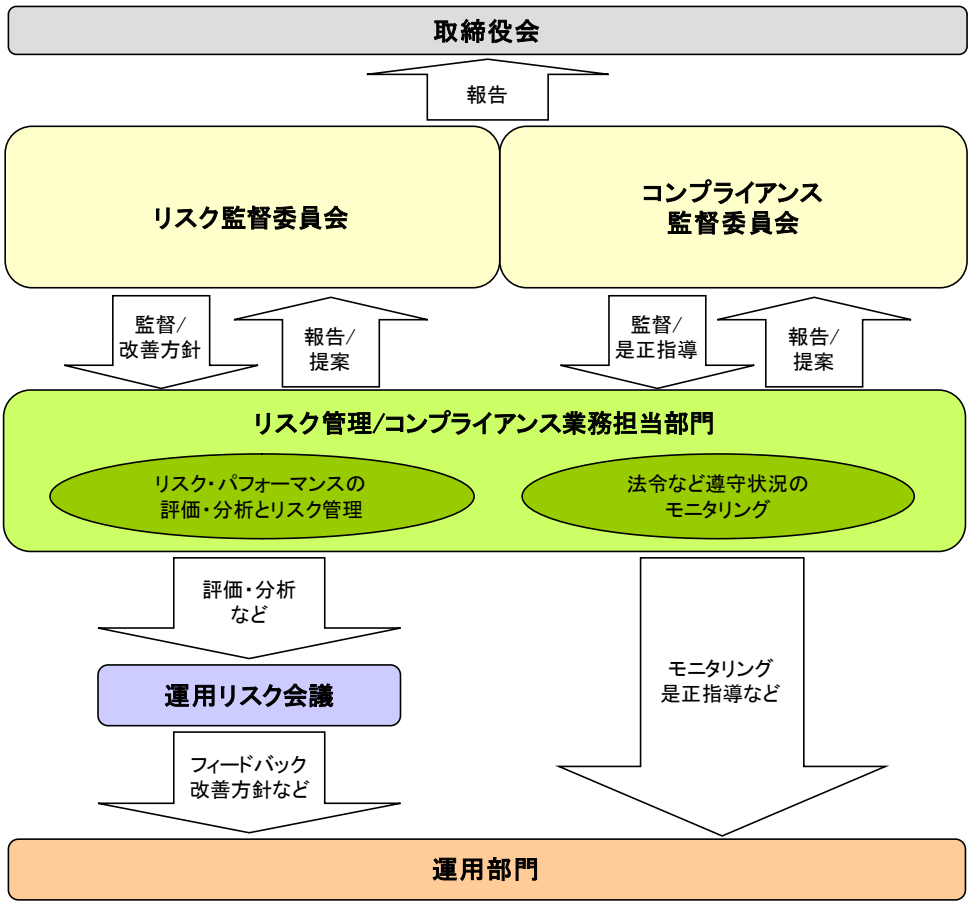

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2020 年 7 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド（投資顧問会社）におけるリスク管理体制＞

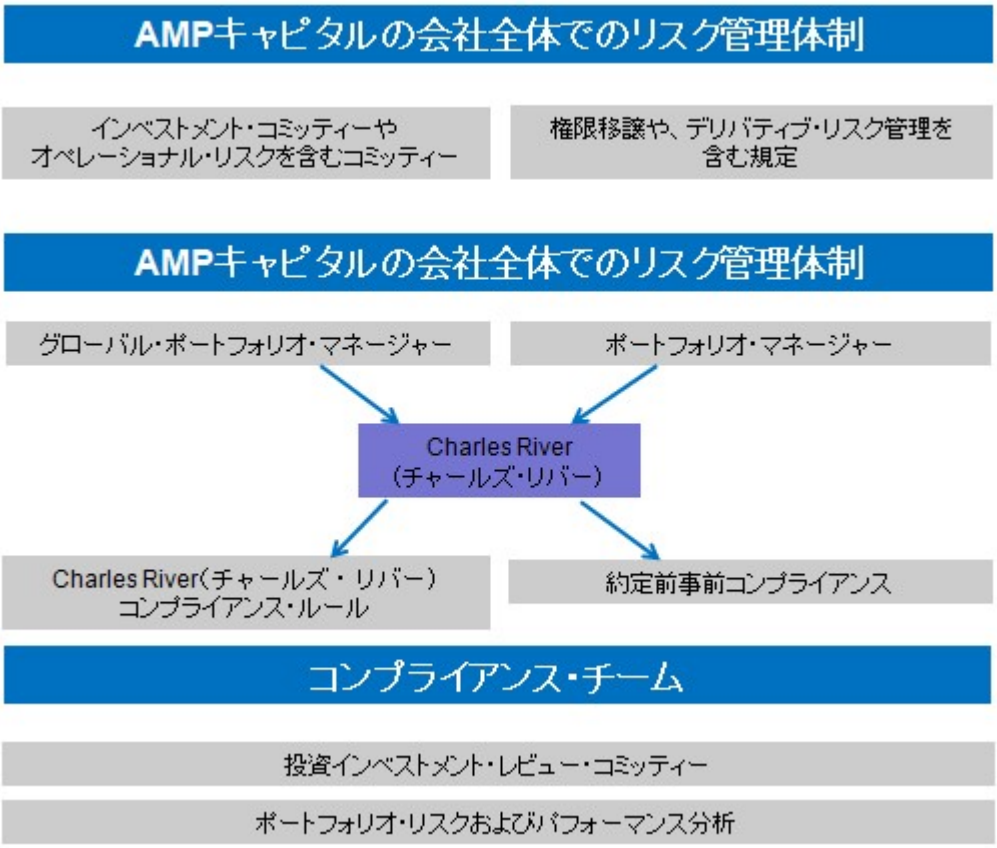

ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッドでは、ＡＭＰキャピタル・グループ・リスク管理部門（ＧＲＭ）が、リスク管理およびコンプライアンス全体に関与しています。

ＧＲＭ部門は、各業務部門から独立した存在で、ＡＭＰリスク管理規定および体制に基づき、リスクを管理しています。

当ファンドのリスク管理は、運用チーム、投資リスクチーム、グローバル・ポートフォリオ・マネージャー、投資レビュー委員会が段階毎に関係してきます。

① 運用チームでは、予め定められている運用ガイドラインに基づき、日々の運用を行っているかを確認しています。特に、トレード執行前およびトレード執行後にも、運用ガイドラインを遵守しているかを、運用チームから独立した組織であるマンデート・モニタリングチームがチェックしています。

② 投資リスクチームは、運用チームに対して必要に応じて適切なリスク警告を提供したり、トレード執行前のリスク分析を提供したりします。

③ グローバル・ポートフォリオ・マネージャーは、各運用拠点からの投資情報を基に、最終的にモデルポートフォリオが投資ガイドラインを遵守しているかを確認の上、トレード執行を決定します。

④ 投資レビュー委員会では、ポートフォリオの運用結果の精査、リスク管理およびコンプライアンスの遵守状況を確認することにより、ファンド全体のリスク管理を分析します。

⑤ パフォーマンスの分析や要因分析は、パフォーマンス分析チームが行います。

※上記は 2019 年 12 月末現在のものです。

（参考情報）

資産成長型（ヘッジなし）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

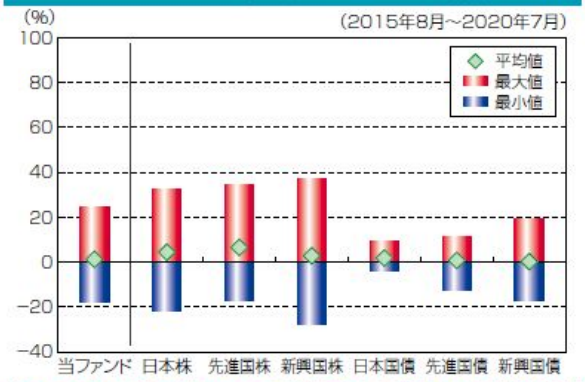

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.2%	4.4%	6.5%	2.8%	1.7%	0.7%	0.2%
最大値	24.2%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-18.1%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>
日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

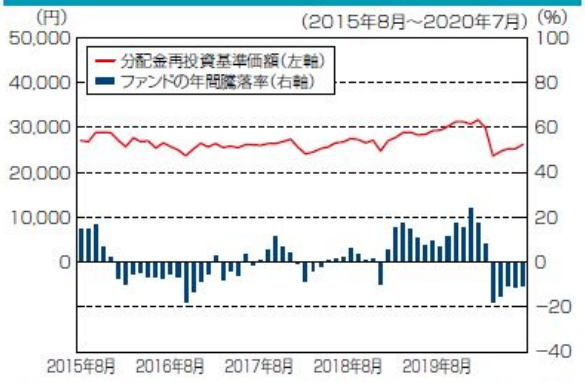

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2015年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.65%（税抜 1.5%）の率を乗じて得た額とします。

※この他に、投資対象とする「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
1,000 億円以下の部分	1.50%	0.89%	0.53%	0.08%
1,000 億円超の部分		0.69%	0.73%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行

ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。
③ 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。
④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。
⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。
⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
⑦ 格付の取得に要する費用。
⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税 15.315%および地方税５%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益(譲渡益)*については譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%および地方税５%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税 15.315%および地方税５%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能で

す。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

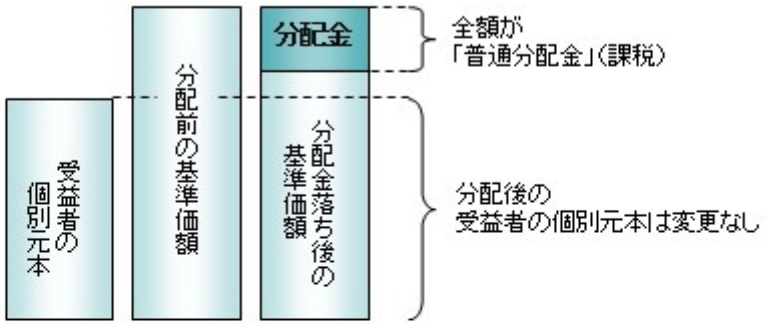

ロ）、ハ）の場合

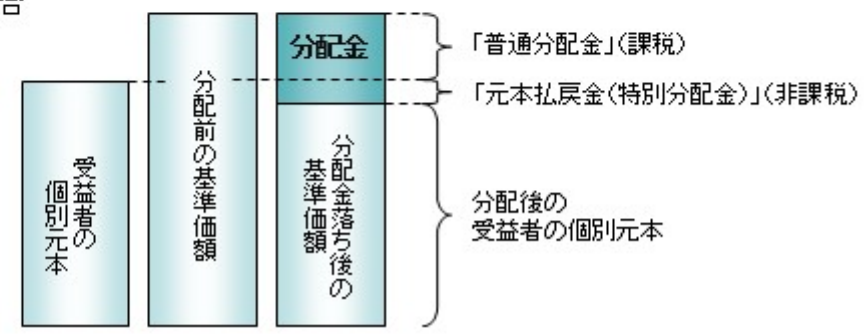

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2020 年 10 月 6 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）】

以下の運用状況は2020年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	761,489,804	97.58
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	18,908,195	2.42
合計（純資産総額）		780,397,999	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	グローバルＲＥＩＴマザーファンド	260,534,352	3.3654	876,802,309	2.9228	761,489,804	97.58

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	97.58
合　　計	97.58

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第３計算期間末	(2011年１月５日)	533	537	1.2912	1.2992
第４計算期間末	(2012年１月５日)	497	500	1.2300	1.2370
第５計算期間末	(2013年１月７日)	593	595	1.7158	1.7228
第６計算期間末	(2014年１月６日)	741	744	2.0455	2.0525
第７計算期間末	(2015年１月５日)	1,404	1,408	2.7962	2.8032
第８計算期間末	(2016年１月５日)	1,275	1,278	2.7718	2.7788
第９計算期間末	(2017年１月５日)	1,177	1,179	2.6888	2.6933
第10計算期間末	(2018年１月５日)	920	922	2.6807	2.6852
第11計算期間末	(2019年１月７日)	717	718	2.4179	2.4204
第12計算期間末	(2020年１月６日)	939	940	3.0233	3.0258
	2019年７月末日	853	—	2.9074	—
	８月末日	850	—	2.9201	—
	９月末日	824	—	3.0056	—
	10月末日	987	—	3.1020	—
	11月末日	958	—	3.1088	—
	12月末日	948	—	3.0546	—
	2020年１月末日	977	—	3.1454	—
	２月末日	925	—	2.9691	—
	３月末日	724	—	2.3451	—
	４月末日	739	—	2.4454	—
	５月末日	756	—	2.5053	—
	６月末日	748	—	2.5047	—
	７月末日	780	—	2.6051	—

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第３期	2010年１月６日～2011年１月５日	0.0080
第４期	2011年１月６日～2012年１月５日	0.0070
第５期	2012年１月６日～2013年１月７日	0.0070
第６期	2013年１月８日～2014年１月６日	0.0070
第７期	2014年１月７日～2015年１月５日	0.0070
第８期	2015年１月６日～2016年１月５日	0.0070

第9期	2016年 1月 6日～2017年 1月 5日	0.0045
第10期	2017年 1月 6日～2018年 1月 5日	0.0045
第11期	2018年 1月 6日～2019年 1月 7日	0.0025
第12期	2019年 1月 8日～2020年 1月 6日	0.0025
当中間期	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	―

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第3期	2010年 1月 6日～2011年 1月 5日	5.22
第4期	2011年 1月 6日～2012年 1月 5日	△4.20
第5期	2012年 1月 6日～2013年 1月 7日	40.07
第6期	2013年 1月 8日～2014年 1月 6日	19.62
第7期	2014年 1月 7日～2015年 1月 5日	37.04
第8期	2015年 1月 6日～2016年 1月 5日	△0.62
第9期	2016年 1月 6日～2017年 1月 5日	△2.83
第10期	2017年 1月 6日～2018年 1月 5日	△0.13
第11期	2018年 1月 6日～2019年 1月 7日	△9.71
第12期	2019年 1月 8日～2020年 1月 6日	25.14
当中間期	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	△14.40

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第3期	2010年 1月 6日～2011年 1月 5日	529,565,974	543,649,403
第4期	2011年 1月 6日～2012年 1月 5日	386,228,654	394,957,303
第5期	2012年 1月 6日～2013年 1月 7日	137,743,678	196,829,153
第6期	2013年 1月 8日～2014年 1月 6日	283,447,551	266,481,755
第7期	2014年 1月 7日～2015年 1月 5日	203,759,808	63,993,600
第8期	2015年 1月 6日～2016年 1月 5日	144,990,221	187,358,040
第9期	2016年 1月 6日～2017年 1月 5日	127,188,844	149,377,643
第10期	2017年 1月 6日～2018年 1月 5日	67,123,408	161,621,196
第11期	2018年 1月 6日～2019年 1月 7日	27,983,604	74,491,195
第12期	2019年 1月 8日～2020年 1月 6日	102,456,533	88,612,964
当中間期	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	18,677,470	29,822,913

（参考）

グローバルＲＥＩＴマザーファンド

以下の運用状況は2020年 7月 31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	2,957,868,400	9.16
	アメリカ	21,686,278,580	67.19
	カナダ	584,702,278	1.81
	ドイツ	123,583,277	0.38
	フランス	395,251,518	1.22
	スペイン	92,265,478	0.29
	ベルギー	356,254,658	1.10
	イギリス	1,572,428,315	4.87
	オーストラリア	1,961,267,212	6.08
	香港	581,084,356	1.80
	シンガポール	1,401,875,562	4.34
	小計	31,712,859,634	98.26
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	561,173,248	1.74
合計（純資産総額）		32,274,032,882	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	228,523	9,328.22	2,131,714,647	11,002.87	2,514,409,775	7.79
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	27,741	61,203.55	1,697,847,736	81,373.56	2,257,384,205	6.99
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	76,067	13,504.64	1,027,257,952	16,603.15	1,262,952,420	3.91
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	66,078	16,812.16	1,110,914,262	18,423.19	1,217,368,077	3.77
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	177,162	7,356.51	1,303,295,442	5,702.79	1,010,318,036	3.13
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	785,740	1,018.83	800,539,422	1,282.04	1,007,353,017	3.12
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	612,421	1,206.07	738,626,209	1,305.69	799,632,195	2.48
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	243,536	3,135.77	763,674,170	3,119.17	759,630,672	2.35
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	106,527	7,190.20	765,950,861	7,064.68	752,579,592	2.33
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	48,496	15,671.17	759,989,158	15,448.37	749,184,346	2.32
アメリカ	投資証券	UDR INC	193,287	4,395.70	849,633,318	3,776.05	729,863,309	2.26
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL-REIT	107,480	6,392.10	687,023,553	5,643.17	606,527,912	1.88

アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	265,838	2,599.99	691,177,108	2,265.63	602,292,143	1.87
香港	投資証券	LINK REIT	713,819	1,097.77	783,612,126	814.04	581,084,356	1.80
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	27,574	22,812.21	629,023,989	20,680.46	570,243,170	1.77
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	60,447	14,225.30	859,876,879	9,233.04	558,109,690	1.73
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	182,848	2,854.53	521,945,833	3,019.80	552,164,756	1.71
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	186,797	3,157.87	589,881,390	2,905.78	542,792,481	1.68
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	183,176	2,287.20	418,961,521	2,905.78	532,270,623	1.65
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	54,543	11,329.22	617,929,973	9,724.66	530,412,239	1.64
アメリカ	投資証券	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	145,163	4,561.60	662,176,412	3,652.63	530,227,019	1.64
シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	1,888,955	227.86	430,422,900	270.06	510,143,654	1.58
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	76,222	9,343.04	712,145,284	6,654.65	507,230,885	1.57
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	3,819	165,371.84	631,555,056	130,800	499,525,200	1.55
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	39,798	13,709.92	545,627,475	12,292.59	489,220,576	1.52
アメリカ	投資証券	VEREIT INC	711,511	919.43	654,187,405	684.08	486,733,291	1.51
アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	97,145	4,737.64	460,238,171	4,981.05	483,884,297	1.50
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	894	672,205.62	600,951,826	540,000	482,760,000	1.50
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL GROUP	596,808	841.12	501,992,636	791.38	472,304,899	1.46
アメリカ	投資証券	CUBESMART	140,229	3,308.49	463,947,366	3,061.64	429,330,996	1.33

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.26
合　　計	98.26

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績(資産成長型(ヘッジなし))

2020年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額…… 26,051円

純資産総額…… 7.80億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2010年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2016年1月	2017年1月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	設定来累計
70円	45円	45円	25円	25円	640円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

不動産投信	95.9%
現金その他	4.1%

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の組入比率です。

<不動産投信 国別上位投資比率>

	国 名	比率
1	アメリカ	68.4%
2	日本	9.3%
3	オーストラリア	6.2%
4	イギリス	5.0%
5	シンガポール	4.4%
6	カナダ	1.8%
7	香港	1.8%
8	フランス	1.2%
9	ベルギー	1.1%
10	ドイツ	0.4%

※マザーファンドの状況です。
※比率は、対組入不動産投信時価総額比です。

<不動産投信 組入上位10銘柄>(銘柄数:67銘柄)

	銘 柄 名	国	セクター	比率
1	PROLOGIS INC プロロジス	アメリカ	産業施設(工場等)	7.79%
2	EQUINIX INC エクイニクス	アメリカ	特化型	6.99%
3	DIGITAL REALTY TRUST INC デジタル・リアルティー・トラスト	アメリカ	特化型	3.91%
4	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC アレクサンドリア・リアル・エステート・エクイティーズ	アメリカ	オフィス(ビル等)	3.77%
5	WELLTOWER INC ウェルタワー	アメリカ	ヘルスケア	3.13%
6	GOODMAN GROUP グッドマン・グループ	オーストラリア	産業施設(工場等)	3.12%
7	SEGRO PLC セグロ	イギリス	産業施設(工場等)	2.48%
8	INVITATION HOMES INC インビテーション・ホームズ	アメリカ	住宅(マンション等)	2.35%
9	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES エクイティ・ライフスタイル・プロパティーズ	アメリカ	住宅(マンション等)	2.33%
10	SUN COMMUNITIES INC サン・コミュニティーズ	アメリカ	住宅(マンション等)	2.32%

※マザーファンドの状況です。「比率」は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。
※銘柄名は日興アセットマネジメントが信頼できる情報を基に和訳したものであり、正式名称と異なる場合があります。

年間収益率の推移

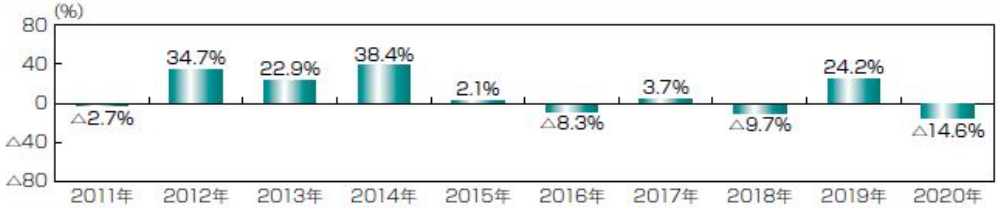

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2020年は、2020年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）
日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ａ（ヘッジなし）
日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型 Ｂ（ヘッジあり）

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ニューヨークの銀行休業日
●オーストラリア証券取引所の休業日

（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（８）申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(11) 償還乗換
・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引と

なる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ニューヨークの銀行休業日
●オーストラリア証券取引所の休業日

（4）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（6）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（7）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（9）受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①　基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価

額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞

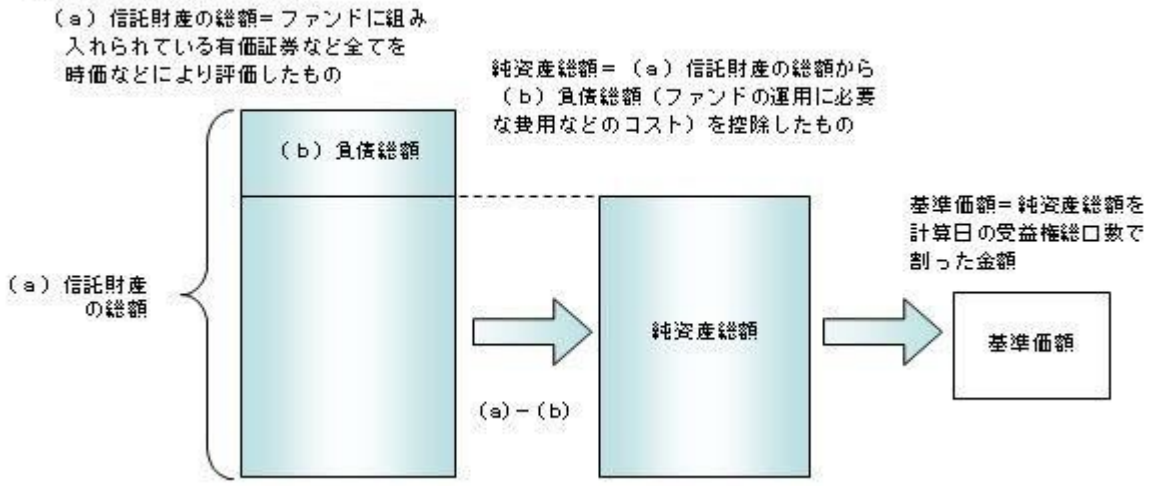

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024 年 1 月 5 日までとします（2008 年 11 月 12 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年１月６日から翌年１月５日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

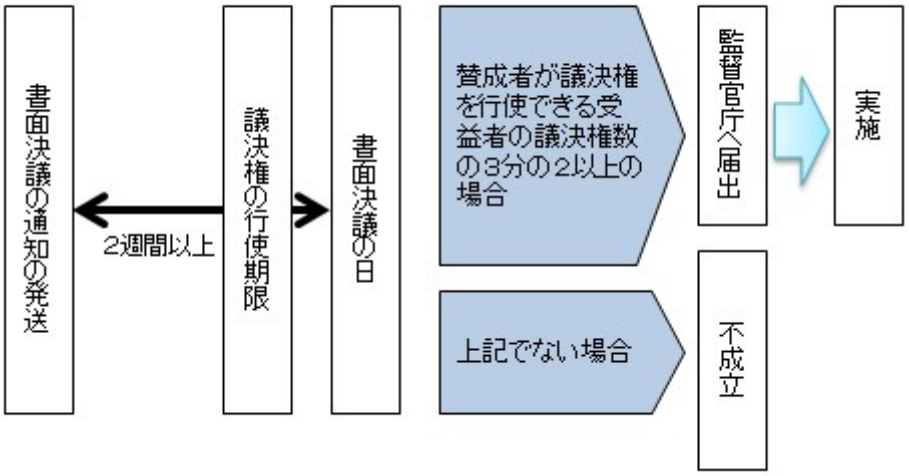

⑤　公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 12 期計算期間（2019 年 1 月 8 日から 2020 年 1 月 6 日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年２月５日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 貴司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）の 2019 年１月８日から 2020 年１月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）の 2020 年１月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 11 期 2019 年 1 月 7 日現在	第 12 期 2020 年 1 月 6 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,243,021	33,725,236
親投資信託受益証券	698,765,266	914,920,520
流動資産合計	726,008,287	948,645,756
資産合計	726,008,287	948,645,756
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	742,209	776,818
未払解約金	121	438,358
未払受託者報酬	354,054	393,260
未払委託者報酬	6,285,554	6,981,423
未払利息	11	43
その他未払費用	789,248	633,970
流動負債合計	8,171,197	9,223,872
負債合計	8,171,197	9,223,872
純資産の部		
元本等		
元本	296,883,910	310,727,479
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	420,953,180	628,694,405
（分配準備積立金）	139,699,330	151,131,915
元本等合計	717,837,090	939,421,884
純資産合計	717,837,090	939,421,884
負債純資産合計	726,008,287	948,645,756

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自　2018年 1月 6日 至　2019年 1月 7日	第12期 自　2019年 1月 8日 至　2020年 1月 6日
営業収益		
受取利息	3	－
有価証券売買等損益	△68,807,791	190,727,794
営業収益合計	△68,807,788	190,727,794
営業費用		
支払利息	9,504	8,726
受託者報酬	696,743	731,891
委託者報酬	12,369,466	12,993,245
その他費用	809,528	652,954
営業費用合計	13,885,241	14,386,816
営業利益又は営業損失（△）	△82,693,029	176,340,978
経常利益又は経常損失（△）	△82,693,029	176,340,978
当期純利益又は当期純損失（△）	△82,693,029	176,340,978
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,063,464	37,765,466
期首剰余金又は期首欠損金（△）	577,125,929	420,953,180
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,160,470	200,842,882
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,160,470	200,842,882
剰余金減少額又は欠損金増加額	124,961,445	130,900,351
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	124,961,445	130,900,351
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	742,209	776,818
期末剰余金又は期末欠損金（△）	420,953,180	628,694,405

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年１月６日から翌年１月５日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2019年 1月 8日から2020年 1月 6日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第11期 2019年 1月 7日現在	第12期 2020年 1月 6日現在
１．	期首元本額	343,391,501円	296,883,910円
	期中追加設定元本額	27,983,604円	102,456,533円
	期中一部解約元本額	74,491,195円	88,612,964円
２．	受益権の総数	296,883,910口	310,727,479口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 2018年 1月 6日 至 2019年 1月 7日		第12期 自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	4,716,997円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	4,918,690円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	10,524,072円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	23,103,385円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	25,646,235円
C 信託約款に定める収益調整金	325,314,152円	C 信託約款に定める収益調整金	477,562,490円
D 信託約款に定める分配準備積立金	129,917,467円	D 信託約款に定める分配準備積立金	103,159,113円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	465,755,691円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	629,471,223円
F 分配対象収益(1万口当たり)	15,688円	F 分配対象収益(1万口当たり)	20,257円
G 分配金額	742,209円	G 分配金額	776,818円
H 分配金額(1万口当たり)	25円	H 分配金額(1万口当たり)	25円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第11期 自 2018年 1月 6日 至 2019年 1月 7日	第12期 自 2019年 1月 8日 至 2020年 1月 6日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、為替予約取引があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リ	同左

	スク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第11期 2019年 1月 7日現在	第12期 2020年 1月 6日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第11期（2019年 1月 7日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△63,140,481
合計	△63,140,481

第12期（2020年 1月 6日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	159,371,754
合計	159,371,754

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第11期 2019年 1月 7日現在		第12期 2020年 1月 6日現在	
1口当たり純資産額	2.4179円	1口当たり純資産額	3.0233円
(1万口当たり純資産額)	(24,179円)	(1万口当たり純資産額)	(30,233円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバルＲＥＩＴマザーファンド	270,854,827	914,920,520	
合計		270,854,827	914,920,520	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

（参考）

グローバルＲＥＩＴマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2019年 1月 7日現在	2020年 1月 6日現在
資産の部		
流動資産		
預金	10,593,452	111,911,678
金銭信託	631,554	26,248
コール・ローン	541,748,949	187,305,645
投資証券	38,005,827,023	40,502,127,276
派生商品評価勘定	－	3,120
未収入金	187,001,550	97,934,387
未収配当金	179,187,602	181,473,196
流動資産合計	38,924,990,130	41,080,781,550
資産合計	38,924,990,130	41,080,781,550
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	153,546
未払金	－	66,830,948
未払解約金	444,190,224	204,952,384
未払利息	237	238
流動負債合計	444,190,461	271,937,116
負債合計	444,190,461	271,937,116
純資産の部		
元本等		
元本	14,615,752,781	12,081,159,265
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	23,865,046,888	28,727,685,169
元本等合計	38,480,799,669	40,808,844,434
純資産合計	38,480,799,669	40,808,844,434
負債純資産合計	38,924,990,130	41,080,781,550

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2019 年 1 月 7 日現在	2020 年 1 月 6 日現在
1．	期首	2018 年 1 月 6 日	2019 年 1 月 8 日
	期首元本額	19,828,534,064 円	14,615,752,781 円
	期首からの追加設定元本額	58,343,065 円	296,068,939 円
	期首からの一部解約元本額	5,271,124,348 円	2,830,662,455 円
	元本の内訳　※		
	日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　A（ヘッジなし）	13,795,604,440 円	11,282,247,301 円
	日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド（６ヵ月決算型）	234,336,547 円	211,157,320 円
	日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　B（ヘッジあり）	320,404,142 円	316,899,817 円
	日興・AMPグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）	265,407,652 円	270,854,827 円
	計	14,615,752,781 円	12,081,159,265 円
2．	受益権の総数	14,615,752,781 口	12,081,159,265 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 2018 年 1 月 6 日 至 2019 年 1 月 7 日	自 2019 年 1 月 8 日 至 2020 年 1 月 6 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方	同左

	法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、為替予約取引があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	2019年 1月 7日現在	2020年 1月 6日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2019年 1月 7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△2,603,650,648
合計	△2,603,650,648

(2020年 1月 6日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	6,585,215,899
合計	6,585,215,899

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2019年 1月 7日現在)

該当事項はありません。

(2020年 1月 6日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	66,973,344	－	66,822,918	△150,426
	加ドル	66,973,344	－	66,822,918	△150,426
合計		66,973,344	－	66,822,918	△150,426

(注) 1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2019年 1月 7日現在		2020年 1月 6日現在	
1口当たり純資産額	2.6328円	1口当たり純資産額	3.3779円
(1万口当たり純資産額)	(26,328円)	(1万口当たり純資産額)	(33,779円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,241	426,904,000	

		アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	553	300,832,000	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	1,644	325,512,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	3,353	621,646,200	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	804	386,724,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	828	599,472,000	
		東急リアル・エステート投資法人　投資証券	1,622	333,483,200	
		ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	2,154	441,354,600	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	729	334,246,500	
		ケネディクス・オフィス投資法人　投資証券	474	398,160,000	
日本円小計			13,402	4,168,334,500	
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	79,123	12,710,318.72	
		AMERICOLD REALTY TRUST	208,842	7,257,259.50	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	52,316	10,946,076.68	
		BOSTON PROPERTIES INC	70,493	9,632,163.52	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	51,122	5,413,819.80	
		CUBESMART	152,443	4,821,772.09	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	32,039	3,842,757.66	
		EQUINIX INC	34,650	20,274,408.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	104,797	7,345,221.73	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	166,032	4,180,685.76	
		FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST-REIT	67,846	8,558,094.44	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	90,440	3,765,921.60	
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	293,748	8,800,690.08	
		INVITATION HOMES INC	288,051	8,664,574.08	
		JBG SMITH PROPERTIES	61,160	2,423,770.80	
		KILROY REALTY CORPORATION	46,611	3,870,577.44	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	50,176	6,576,568.32	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	318,509	8,061,462.79	
		PROLOGIS INC	262,314	23,448,248.46	
		PUBLIC STORAGE	26,322	5,625,011.40	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	135,464	6,209,669.76	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	80,525	6,888,108.50	

		SIMON PROPERTY GROUP INC	26,314	3,824,739.90	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	116,612	5,663,844.84	
		STORE CAPITAL CORP	135,329	4,974,694.04	
		SUN COMMUNITIES INC	61,401	9,199,097.82	
		TAUBMAN CENTERS INC	64,255	1,972,628.50	
		UDR INC	105,537	4,906,415.13	
		VENTAS INC	61,035	3,483,267.45	
		VEREIT INC	766,147	7,025,567.99	
		VICI PROPERTIES INC	342,648	8,668,994.40	
		WELLTOWER INC	177,343	14,462,321.65	
米ドル小計			4,529,644	243,498,752.85 (26,324,650,170)	
加ドル	投資証券	ALLIED PROPERTIES RE INVST TR	147,117	7,644,199.32	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	45,227	1,055,598.18	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	239,169	7,452,506.04	
加ドル小計			431,513	16,152,303.54 (1,344,840,792)	
ユーロ	投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	106,435	1,785,979.30	
		GECINA SA	42,148	6,849,050.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	141,986	1,641,358.16	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA(N)	110,103	2,643,573.03	
ユーロ小計			400,672	12,919,960.49 (1,559,310,031)	
英ポンド	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	40,339	480,034.10	
		BRITISH LAND COMPANY PLC	139,078	875,913.24	
		DERWENT LONDON PLC	49,517	1,958,892.52	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	298,404	2,562,693.55	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	478,043	4,729,757.44	
		SEGRO PLC	554,429	4,967,683.84	
英ポンド小計			1,559,810	15,574,974.69 (2,203,080,169)	
豪ドル	投資証券	CHARTER HALL GROUP	944,133	10,536,524.28	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	1,254,684	6,838,027.80	
		GOODMAN GROUP	952,953	12,864,865.50	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	562,799	2,763,343.09	
豪ドル小計			3,714,569	33,002,760.67	

				(2,481,147,547)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	734,800	60,069,900.00	
香港ドル小計			734,800	60,069,900.00 (834,370,911)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	1,995,900	3,991,800.00	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	1,481,110	2,414,209.30	
		FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	3,540,805	4,355,190.15	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	3,016,219	2,805,083.67	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	3,602,000	6,231,460.00	
シンガポールドル小計			13,636,034	19,797,743.12 (1,586,393,156)	
合計				40,502,127,276 (36,333,792,776)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

種　類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券　32銘柄	100.0%	72.4%
加ドル	投資証券　3銘柄	100.0%	3.7%
ユーロ	投資証券　4銘柄	100.0%	4.3%
英ポンド	投資証券　6銘柄	100.0%	6.1%
豪ドル	投資証券　4銘柄	100.0%	6.8%
香港ドル	投資証券　1銘柄	100.0%	2.3%
シンガポールドル	投資証券　5銘柄	100.0%	4.4%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【中間財務諸表】

（１）　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間（2020 年 1 月 7 日から 2020 年 7 月 6 日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020年８月５日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木　貴司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榊原　康太

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）の 2020 年１月７日から 2020 年７月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）の 2020 年７月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020 年１月７日から 2020 年７月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2020 年 1 月 6 日現在	当中間計算期間末 2020 年 7 月 6 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,725,236	26,865,701
親投資信託受益証券	914,920,520	755,419,353
流動資産合計	948,645,756	782,285,054
資産合計	948,645,756	782,285,054
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	776,818	－
未払解約金	438,358	1,874
未払受託者報酬	393,260	357,739
未払委託者報酬	6,981,423	6,351,013
未払利息	43	20
その他未払費用	633,970	281,167
流動負債合計	9,223,872	6,991,813
負債合計	9,223,872	6,991,813
純資産の部		
元本等		
元本	310,727,479	299,582,036
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	628,694,405	475,711,205
（分配準備積立金）	151,131,915	137,133,895
元本等合計	939,421,884	775,293,241
純資産合計	939,421,884	775,293,241
負債純資産合計	948,645,756	782,285,054

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自　2019年 1月 8日 至　2019年 7月 7日	当中間計算期間 自　2020年 1月 7日 至　2020年 7月 6日
営業収益		
有価証券売買等損益	155,551,414	△129,404,534
営業収益合計	155,551,414	△129,404,534
営業費用		
支払利息	3,698	2,889
受託者報酬	338,631	357,739
委託者報酬	6,011,822	6,351,013
その他費用	392,983	281,193
営業費用合計	6,747,134	6,992,834
営業利益又は営業損失（△）	148,804,280	△136,397,368
経常利益又は経常損失（△）	148,804,280	△136,397,368
中間純利益又は中間純損失（△）	148,804,280	△136,397,368
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	13,432,378	△10,166,205
期首剰余金又は期首欠損金（△）	420,953,180	628,694,405
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,610,054	33,497,879
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,610,054	33,497,879
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,118,891	60,249,916
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	56,118,891	60,249,916
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	542,816,245	475,711,205

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

		前計算期間末 2020年 1月 6日現在	当中間計算期間末 2020年 7月 6日現在
1．	期首元本額	296,883,910円	310,727,479円
	期中追加設定元本額	102,456,533円	18,677,470円
	期中一部解約元本額	88,612,964円	29,822,913円
2．	受益権の総数	310,727,479口	299,582,036口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2019年 1月 8日 至 2019年 7月 7日	当中間計算期間 自 2020年 1月 7日 至 2020年 7月 6日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,317,231円	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,376,300円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 2020年 1月 6日現在	当中間計算期間末 2020年 7月 6日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（１口当たり情報）

前計算期間末 2020年 1月 6日現在		当中間計算期間末 2020年 7月 6日現在	
1口当たり純資産額	3.0233円	1口当たり純資産額	2.5879円
(1万口当たり純資産額)	(30,233円)	(1万口当たり純資産額)	(25,879円)

当ファンドは、「グローバルＲＥＩＴマザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

（参考）

グローバルＲＥＩＴマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2020年 1月 6日現在	2020年 7月 6日現在
資産の部		
流動資産		
預金	111,911,678	－
金銭信託	26,248	66,114
コール・ローン	187,305,645	479,923,290
投資証券	40,502,127,276	31,757,674,383
派生商品評価勘定	3,120	－
未収入金	97,934,387	131,236,055
未収配当金	181,473,196	136,576,492
流動資産合計	41,080,781,550	32,505,476,334
資産合計	41,080,781,550	32,505,476,334
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	153,546	85,848
未払金	66,830,948	－
未払解約金	204,952,384	342,137,106
未払利息	238	368
流動負債合計	271,937,116	342,223,322
負債合計	271,937,116	342,223,322
純資産の部		
元本等		
元本	12,081,159,265	11,092,748,220
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	28,727,685,169	21,070,504,792
元本等合計	40,808,844,434	32,163,253,012
純資産合計	40,808,844,434	32,163,253,012
負債純資産合計	41,080,781,550	32,505,476,334

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2020 年 1 月 6 日現在	2020 年 7 月 6 日現在
1．	期首	2019 年 1 月 8 日	2020 年 1 月 7 日
	期首元本額	14,615,752,781 円	12,081,159,265 円
	期首からの追加設定元本額	296,068,939 円	161,261,506 円
	期首からの一部解約元本額	2,830,662,455 円	1,149,672,551 円
	元本の内訳　※		
	日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ａ（ヘッジなし）	11,282,247,301 円	10,318,035,947 円
	日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド（６ヵ月決算型）	211,157,320 円	201,828,422 円
	日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド毎月分配型　Ｂ（ヘッジあり）	316,899,817 円	312,349,499 円
	日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）	270,854,827 円	260,534,352 円
	計	12,081,159,265 円	11,092,748,220 円
2．	受益権の総数	12,081,159,265 口	11,092,748,220 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	2020 年 1 月 6 日現在	2020 年 7 月 6 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2020年 1月 6日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	66,973,344	−	66,822,918	△150,426
	加ドル	66,973,344	−	66,822,918	△150,426
合計		66,973,344	−	66,822,918	△150,426

(2020年 7月 6日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	47,301,890	−	47,387,738	△85,848
	米ドル	47,301,890	−	47,387,738	△85,848
合計		47,301,890	−	47,387,738	△85,848

(注) 1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（１口当たり情報）

2020年 1月 6日現在		2020年 7月 6日現在	
1口当たり純資産額	3.3779円	1口当たり純資産額	2.8995円
(1万口当たり純資産額)	(33,779円)	(1万口当たり純資産額)	(28,995円)

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 7月31日現在です。

【日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	782,578,449円
Ⅱ　負債総額	2,180,450円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	780,397,999円
Ⅳ　発行済口数	299,564,605口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6051円

（参考）

グローバルＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	32,274,033,036円
Ⅱ　負債総額	154円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	32,274,032,882円
Ⅳ　発行済口数	11,042,344,474口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9228円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2020年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2020年7月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び 5 名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2020年7月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。

２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。

３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。

５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
・委託会社の運用する、2020年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			839	204,546
	株式投資信託		785	174,234
		単位型	270	10,792
		追加型	515	163,441
	公社債投資信託		54	30,312
		単位型	41	1,466
		追加型	13	28,845

3【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2．　当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月８日

日興アセットマネジメント株式会社
　取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 知 明

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウエア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		354		554
未払金		6,112		5,881
未払収益分配金		7		8
未払償還金		71		71
未払手数料	※3	5,299		5,202
その他未払金		734		599
未払費用	※3	3,897	※3	4,289
未払法人税等		2,382		1,439
未払消費税等	※4	621	※4	746
賞与引当金		2,680		2,718
役員賞与引当金		210		55
その他	※3	172		42
流動負債合計		16,431		15,726
固定負債				
退職給付引当金		1,405		1,395
その他		629		695
固定負債合計		2,035		2,091
負債合計		18,466		17,818
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		47,142		55,395
利益剰余金合計		47,142		55,395
自己株式		△833		△905
株主資本合計		68,891		77,073
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		493		△60
繰延ヘッジ損益		185		389
評価・換算差額等合計		679		329
純資産合計		69,571		77,402
負債純資産合計		88,038		95,220

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

（単位：百万円）

		第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※１	1,865	※１	4,881
有価証券償還益		1		－
デリバティブ収益	※１	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※１	286		185
有価証券償還損		－		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		－		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		－
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

（3）【株主資本等変動計算書】

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第61期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

［注記事項］

（重要な会計方針）

項目	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～15年 器具備品　３年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
５　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年３月 30 日）
・　「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年３月 30 日）

（１）　概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）　適用予定日

2022 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,281百万円 器具備品　655百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,311百万円 器具備品　707百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 現金・預金　1,347百万円 未収収益　127百万円 （流動負債） 未払手数料　350百万円 未払費用　767百万円 その他　162百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　151百万円 （流動負債） 未払費用　623百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務468百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務365百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,831百万円 デリバティブ収益　54百万円 支払利息　75百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,849百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,301,700	64,000	－	1,365,700

3　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	－	323,400	1,171,500	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	108,900	－	33,000	75,900	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	－	630,300	2,055,900	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	－	3,618,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	－	66,000	3,811,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	－	4,422,000	66,000	4,356,000	－
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	－

(注) 1　2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
3　2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	－	1,454,500

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	－	1,171,500	－	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	75,900	－	75,900	－	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	－	871,200	1,184,700	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	2,272,000	1,346,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	－	1,417,000	2,394,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	－	1,417,000	2,939,000	－
合計		15,088,300	－	7,224,600	7,863,700	－

（注）１　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)1,184,700株、2016年度ストックオプション(1)881,000株及び2016年度ストックオプション(2)804,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)465,000株、2016年度ストックオプション(2)1,590,000株及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年５月28日取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年３月31日	2019年６月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

（リース取引関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	853百万円	１年内	912百万円
１年超	6,704百万円	１年超	6,148百万円
合計	7,558百万円	合計	7,060百万円

（金融商品関係）
第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日）
１ 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。
営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。
上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。
② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理
当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。
③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項
2019 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	－
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	－
(3) 未収収益	618	618	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,740	16,740	－
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	－
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	－
デリバティブ取引計	(158)	(158)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち３百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち０百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	20,680	－	－	－
未収委託者報酬	16,867	－	－	－
未収収益	618	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

第 61 期(自　2019 年４月１日　至　2020 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2020 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	－
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	－
(3) 未収収益	1,412	1,412	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17,828	17,828	－
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	－
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	－
デリバティブ取引計	142	142	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	24,591	－	－	－
未収委託者報酬	16,912	－	－	－
未収収益	1,412	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

（有価証券関係）
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) １　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について21百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

（デリバティブ取引関係）
第60期(2019年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	2,407 －	－ －	3 －	3 －
合計		2,407	－	3	3

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
　　2　時価の算定方法
　　金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,792	－	△35	△35
合計		1,792	－	△35	△35

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
　通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル シンガポールドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	 2,251 63 975 518 2,149 81	 － － － － － －	 △42 △0 △18 △8 △58 0
合計			6,040	－	△127

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第61期(2020年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	1,913 －	－ －	△41 －	△41 －
合計		1,913	－	△41	△41

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,808	－	15	15
合計		1,808	－	15	15

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	3,427	－	20
	豪ドル		48	－	9
	シンガポールドル		944	－	58
	香港ドル		529	－	2
	人民元		2,017	－	76
	ユーロ		70	－	1
合計			7,038	－	167

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）
(1)関連会社に対する投資の金額　3,010	(1)関連会社に対する投資の金額　3,002
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,668	(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,485
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,704	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,631

（退職給付関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1％

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円でありました。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	－
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注)３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,171,500	75,900
付与	0	0
失効	1,171,500	75,900
権利確定	0	0
権利未確定残	―	―
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,055,900	3,618,000
付与	0	0
失効	871,200	2,272,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,184,700	1,346,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633百万円
３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

（税効果会計関係）

第60期 （2019年3月31日）		第61期 （2020年3月31日）	
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	（単位：百万円）		（単位：百万円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	820	賞与引当金	822
投資有価証券評価損	96	投資有価証券評価損	102
関係会社株式評価損	1,430	関係会社株式評価損	1,430
退職給付引当金	430	退職給付引当金	427
固定資産減価償却費	103	固定資産減価償却費	96
その他	761	その他	744
繰延税金資産小計	3,643	繰延税金資産小計	3,624
評価性引当金	△1,430	評価性引当金	△1,430
繰延税金資産合計	2,212	繰延税金資産合計	2,194
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	217	繰延ヘッジ利益	172
繰延ヘッジ利益	81	繰延税金負債合計	172
繰延税金負債合計	299	繰延税金資産の純額	2,022
繰延税金資産の純額	1,913		
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△4.4%	受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△9.6%
その他	0.6%	その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.6%

（関連当事者情報）

第60期(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付の返済(シンガポールドル貸建)(注1)	554 (SGD 6,800 千)(注2)	―	―
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	8 (SGD 104 千)	―	―
							資金の貸付(米国ドル貸建)(注3)	1,807 (USD 16,500 千)(注4)	関係会社短期貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息(米国ドル貸建)(注3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付(円貨建)(注3)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	直接 100.00	―	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	―	―
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入(米国ドル貸建)(注6)	5,364 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							資金の借入の返済(米国ドル貸建)(注6)	5,526 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							借入金利息(米国ドル貸建)(注6)	65 (USD 593 千)	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　取引金額 554 百万円（SGD6,800 千）の内訳は、貸付の返済 554 百万円（SGD6,800 千）であります。

3　融資枠 5,000 百万円（若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

4　取引金額 1,807 百万円（USD16,500 千）の内訳は、貸付 1,807 百万円（USD16,500 千）であります。

5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.及び Nikko Asset Management Americas, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
7 取引金額 5,364 百万円（USD50,000 千）及び 5,526 百万円（USD50,000 千）の内訳は、借入 5,364 百万円（USD50,000 千）及び借入の返済 5,526 百万円（USD50,000 千）であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	資金の貸付(米国ドル貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	1,793(USD 16,500千)
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注1)	86(USD 798千)	未収収益	13(USD 122千)
							資金の貸付(円貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	1,526(USD 14,000千)	―	―
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550(百万円)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	2,700	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　資枠5,000百万円（若しくは5,000百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
１株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション（１）1,346,000株、2016年度ストックオプション（２）2,394,000株、2017年度ストックオプション（１）2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	69,571	77,402
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,647	195,558

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

グローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、グローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第21条の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　日興・ＡＭＰグローバルＲＥＩＴファンド資産成長型（ヘッジなし）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第３条　　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第４条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月５日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第５条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第６条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第７条　　委託者は、第３条第１項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第８条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第９条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第３条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第36条第２項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手

数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑧　追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑨　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 グローバルＲＥＩＴマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）

4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号および第４号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第21条および第25条から第27条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 （削　除）

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）
第22条　受託者は、委託者と協議の上、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）
第23条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）
第25条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）
第26条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）
第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資

金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年１月６日から翌年１月５日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2008年11月12日から開始するものとし、最終計算期間の終了日は第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第２項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も

含みます。）

6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤　前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第30条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第１計算期間を除きます。）の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

④　委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの純資産総額に応じて以下に定める率を乗じて得た金額とします。

当該マザーファンドの純資産総額が1,000億円以下の部分　……　年10,000分の60
〃　1,000億円超の部分　……　年10,000分の40

（収益分配）

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③ 前２項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはオーストラリア証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

④ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求

日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同

じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、委託者が第38条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2008年11月12日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
受託者　みずほ信託銀行株式会社